

# あきる野市子ども・子育て支援事業計画 (案)

平成 26 年 7 月

あきる野市

## 目次（案）

第1章 計画の概要 .....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格、位置づけ.....	2
第2章 計画の基本的な考え方.....	3
1 基本理念.....	3
2 基本的な考え方.....	4
3 計画の基本目標.....	5
第3章 あきる野市の子育ての現状 .....	6
1 人口の推移 .....	6
(1) 総人口に占める子どもの人口の推移 .....	6
(2) 0－5歳の年齢階級別人口の推移 .....	6
(3) 6－11歳の年齢階級別人口の推移.....	7
2 人口の推計 .....	7
(1) 総人口に占める子どもの人口の推計 .....	7
(2) 0－5歳の年齢階級別人口の推移 .....	8
(3) 6－11歳の年齢階級別人口の推移.....	8
3 世帯.....	9
(1) 子どものいる世帯の推移.....	9
4 結婚・出産等 .....	9
(1) 結婚の推移.....	9
(2) 出生数の推移.....	10
5 女性の就労状況.....	10
(1) 女性の労働力率の推移 .....	10
(2) 女性の労働力率の比較（国・都との比較） .....	11
6 あきる野市の幼稚園・保育所等の利用状況 .....	11
(1) 0－5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移.....	11
(2) 0－2歳、3－5歳ごとの各人口における保育所入所率の推移.....	12
7 あきる野市の保育所待機児童数の推移.....	12
(1) 年齢別保育所の待機児童数の推移 .....	12
8 アンケート調査結果からみるあきる野市子育ての現状.....	13
(1) 調査の目的.....	13
(2) 実施概要.....	13
(3) 結果概要.....	14
第4章 計画の基本的事項.....	25

1	教育・保育の提供区域の設定 .....	25
2	幼児期の学校教育・保育 .....	26
	（1）前提となる事項 .....	26
	（2）市の現状 .....	27
	（3）需要量の見込み .....	27
	（4）提供体制の確保の内容及び実施時期 .....	28
	（5）提供体制の確保策（確保の考え方） .....	28
3	地域子ども・子育て支援事業 .....	29
	（1）利用者支援に関する事業【新規事業】 .....	29
	（2）時間外保育事業（延長保育事業） .....	30
	（3）学童クラブ .....	31
	（4）子育て短期支援事業 .....	32
	（5）乳児家庭全戸訪問事業 .....	33
	（6）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童 に対する支援に資する事業 .....	34
	（7）地域子育て支援拠点事業 .....	35
	（8）一時預かり事業 .....	36
	（9）病児・病後児保育事業 .....	38
	（10）ファミリー・サポート・センター事業 .....	39
	（11）妊婦健康診査 .....	40
4	幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策 .....	41
	（1）認定こども園への移行支援・普及に係る基本的考え .....	41
	（2）質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の基本的考え、推進方策 ..	41
第5章	計画のその他の事項 .....	42
1	地域における子育ての支援 .....	43
第6章	計画の推進 .....	44
1	計画の推進体制 .....	44
2	進捗状況の管理 .....	44

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化してきており、同時に多くの待機児童や児童虐待の深刻化などさまざまな課題があります。

このような子どもと子育て環境の変化を背景に、平成24年8月に「子ども子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立いたしました。これに伴い、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を、自治体が実施主体となって、総合的・計画的に推進するため、幼児教育・保育など子育て関連事業の需要を把握し、その確保策や地域での子育て支援事業の充実を図ることを示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしています。

一方、本市の子育て支援策は、「あきる野市次世代育成支援行動計画」（前期計画：平成17～21年度、後期計画：平成22～26年度）に基づき、保育所や学童クラブの受入れの拡充や子育て関連事業に取り組んでまいりましたが、根拠法（平成26年度までの時限立法）である「次世代育成支援対策基本法」が10年間延長されました。このため、このたび策定した「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」は、次世代育成支援行動計画の内容を引き継ぎながら、人口構造に地域性がある当市の特性や多様な子育て支援に対する需要を踏まえて策定いたしました。

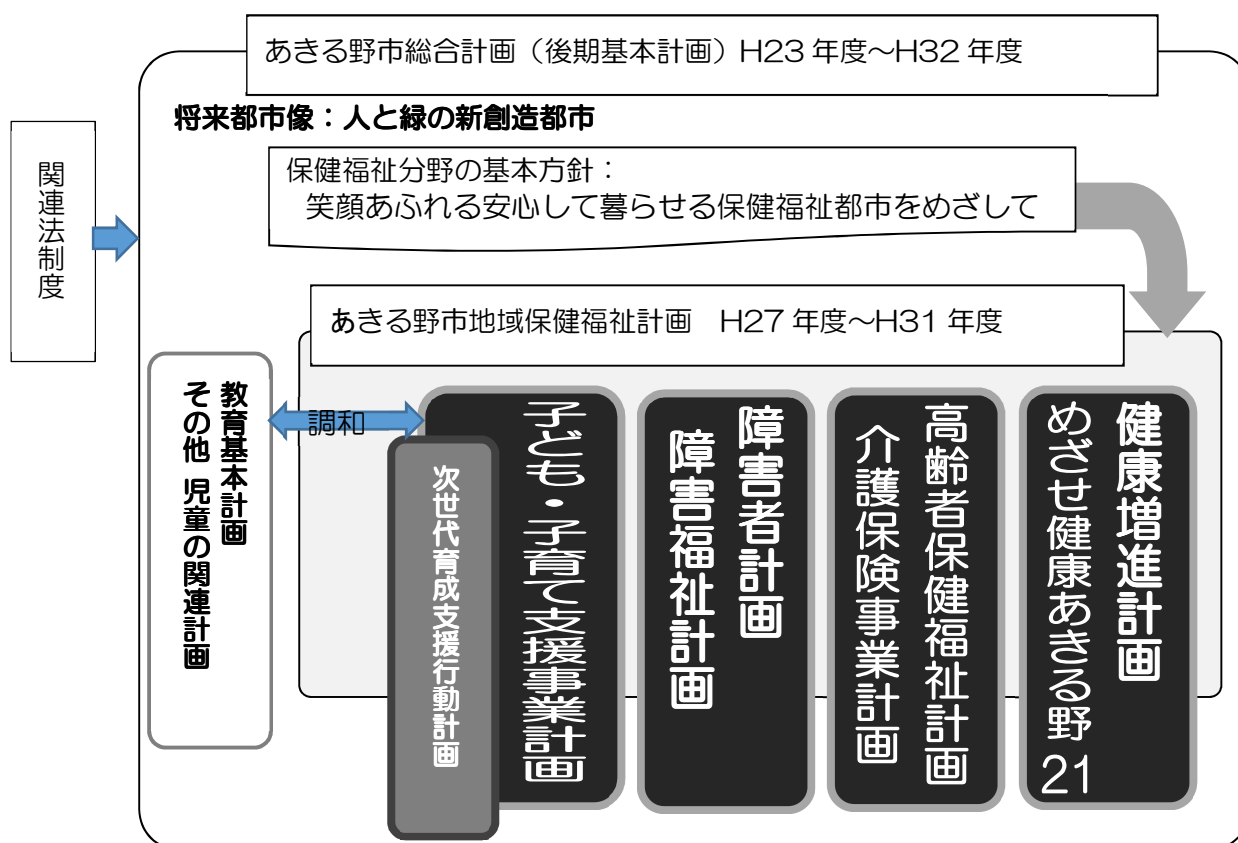
また、人口減少期を迎える本市では、平成26年3月に策定した「あきる野市総合計画後期基本計画」（平成26年度～平成32年度）においても、子育て支援の充実の視点で、幼児期の待機児童の解消と効果後児童健全育成事業（学童クラブ）の充実を重点施策として位置づけています。

当事業計画の基本理念である「子どもたちがのびのび育ち 楽しく子育てできるまちあきる野」の実現に向け、環境整備に取り組んでまいります。

## 2 計画の性格、位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」に基づき、「あきる野市次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぎながら、独自施策を盛り込んだ計画とし、同法第77条の規定により設置している「あきる野市子ども・子育て会議」による委員の意見を聴取して策定しています。

また、市の最上位計画である「あきる野市総合計画（後期基本計画）」や保健・福祉の上位計画となる「あきる野市地域保健福祉計画」の子ども・子育て支援の部門計画として位置づけるとともに、教育基本計画など子ども・子育てに関連のある計画と調和を持たせた計画です。



## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5か年とし、「あきる野市子ども・子育て会議」により、毎年度、計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を行っていきます。

	平成 27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年
あきる野市 子ども子育て 支援事業計画	本計画期間					次期計画期間				
	子ども・子育て会議									

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 子どもたちがのびのび育ち

#### 楽しく子育てができるまち あきる野

あきる野市に生まれ育つ子ども一人ひとりが、あきる野市の自然に触れ合いながら、のびのびと育ち、心身ともに健やかに成長していくために、また、子育てを担う保護者が子育てに対する不安や孤立感を減らし、安心して楽しく子育てができるよう、地域社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えます。

次代の担い手である子どもたちが心身ともに健やかに育ち活躍していくための環境を整備していきます。

#### ◇参考

##### 子ども・子育て支援法

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

##### あきる野市総合計画

###### 【将来都市像】

人と緑の新創造都市

###### 【保健福祉分野の基本方針】

笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして

###### 【こども分野の方針】

子どもを安心して産み育てられる環境の整備

## 2 基本的な考え方

### 1 すべての子どもに質の高い教育・保育を提供します

子どもの一人ひとりが、健やかに成長することができる社会を実現させるために、また、保護者が子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることができるよう、就学前のすべての子どもに対して、質の高い教育・保育事業を提供できる体制を整えます。

### 2 親が親としての責務を自覚し、行動するように促します

子育ての第一義的な責任者は保護者（父母）であることから、子育てを楽しみ、子どもの成長に喜びを感じられるよう、子育てを通して親が親として成長することが重要です。そのため、子育て中の親が、孤立化等による過度な負担や不安を抱くことがないように、地域や社会が子育て中の親に寄り添い、負担や不安を軽減させることで、子育て中の親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えます。

### 3 地域が子育て世帯に協力するまちづくりを進めます

少子化や核家族化の進行により、子どもが集団の中で育つ機会の減少や、親の子育てにかかる負担の増加など、子育てを取り巻く環境はこれからも変化することが予測されます。そうした中、子育てを親だけにさせるのではなく、“子は地域の宝”という観点で、地域全体で子育てに関わることが大切です。そのため、地域社会や企業などが子育てに対する理解を深め、各主体の協働により、子育てを支援する仕組みづくりを進めます。

### 4 質の高い教育・保育を提供する人材を育てます

子どもが安心して、質の高い教育・保育を受けるには、それを提供する専門的な人材を育成・確保することが大切です。そのため、幼稚園教諭や保育士等の職員に対して研修等、専門性を向上させるための取り組みを推進します。

### 3 計画の基本目標

#### **基本目標1 安心して教育・保育事業を利用できる提供体制をつくります**

(保育所・幼稚園・認定こども園【第4章部分】)

多様化する子育て家庭のニーズに応じられるよう、新たな子ども・子育て支援制度に基づき、小学校就学前における教育・保育を十分に提供できる環境整備を進めます。さらに、すべての子どもが質の高い教育・保育事業を受けることができるよう、乳幼児の福祉・教育に携わる人材の育成を支援します。

#### **基本目標2 多様な教育・保育ニーズに対応できる提供体制をつくります**

(地域子ども子育て支援事業【第4章部分】)

利用者の多様な保育ニーズに対応できるよう、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。また、利用希望のサービスを選択することができるよう、利用者の支援について充実を図ります。

#### **基本目標3 子育てと仕事を両立させ、楽しみながら子育てに取り組める環境をつくります**

(ワークライフバランス・一人親支援・親の力の養成教室 など【第5章部分】)

仕事と家庭の時間バランスがとれ、子育てが過度に父母どちらかの負担になることがないように、働きながら子育てができる環境整備に努めるとともに、男女がともに子育てや家事に楽しみながら取り組めるよう、親として成長するための機会を提供します。

#### **基本目標4 子どもが地域の中で安全に安心して暮らせる環境をつくります**

(地域の中の居場所づくり・小児医療確保・障害児支援・虐待防止・防犯 など【第5章部分】)

子育て、子育てに地域社会全体が見守り、支援するよう、市民の活動をサポートするとともに、世代間交流など、子どもやその親が地域の人たちと交流を広められる機会を提供します。

また、あきる野市のすべての子どもが、必要な見守りや支援を受けながら安全に、健やかに成長することができるよう、関係部署・機関と連携を図りながら、市全体で子育て世帯を支えるまちづくりを進めます。



# 第3章 あきる野市の子育ての現状

## 1 人口の推移

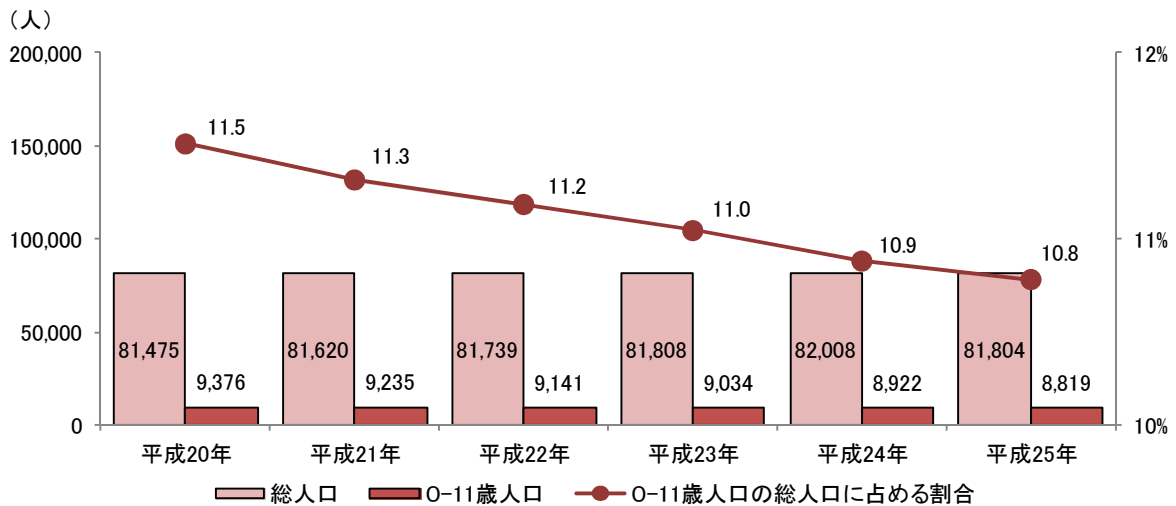
### (1) 総人口に占める子どもの人口の推移

総人口に占める0-11歳の子どもの人口は減少しています。

平成20年以降、総人口は増加傾向にありますが、0-11歳人口は減少傾向にあり、平成24年に9千人を下回っており、平成25年4月1日現在では8,819人となっています。

また、総人口に占める0-11歳人口の割合も減少しており、平成25年で10.8%となっています。

■総人口に占める0-11歳人口の推移と割合(各年4月1日)

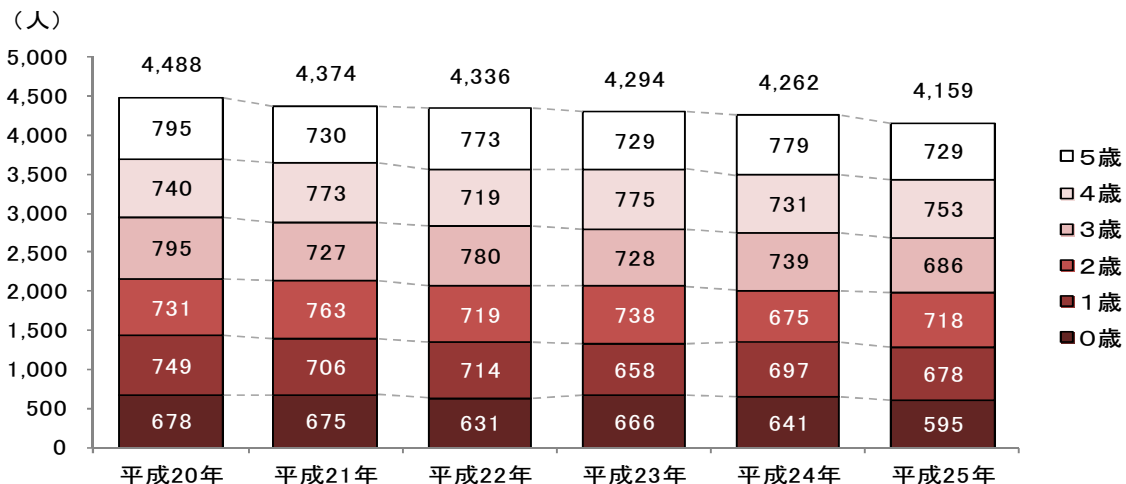


### (2) 0-5歳の年齢階級別人口の推移

0-5歳の子どもの人口はすべての年齢階級で減少しています。

0-5歳人口の推移をみると、各年齢階級すべてにおいて減少傾向となっています。

■0-5歳人口の推移(各年4月1日)



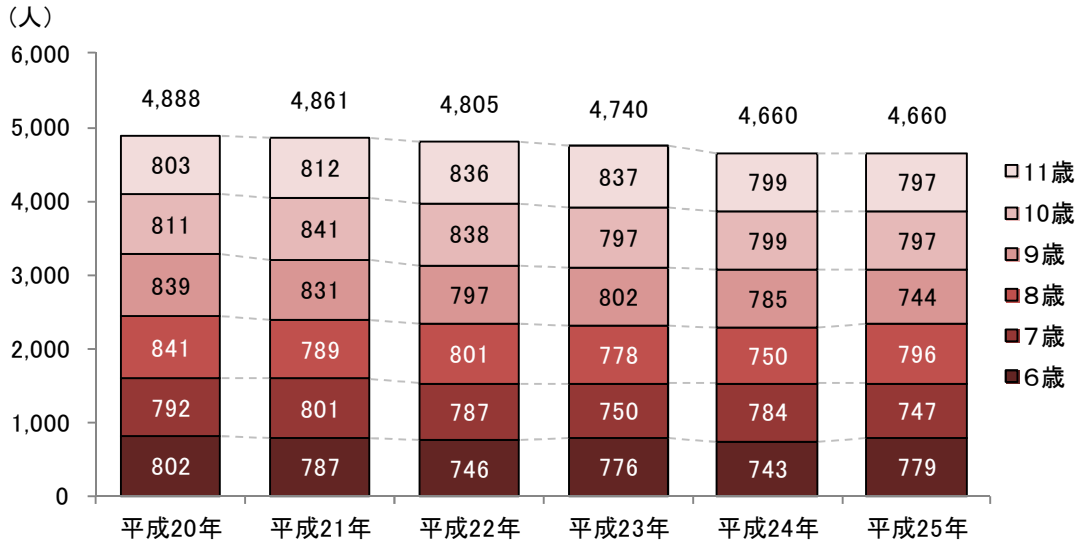
資料：あきる野市住民基本台帳

### (3) 6-11歳の年齢階級別人口の推移

6-11歳の子ども的人口はすべての年齢階級で減少しています。

6-11歳人口の推移をみると、各年齢階級すべてにおいて減少傾向となっています。

■6-11歳人口の推移(各年4月1日)



資料：あきる野市住民基本台帳

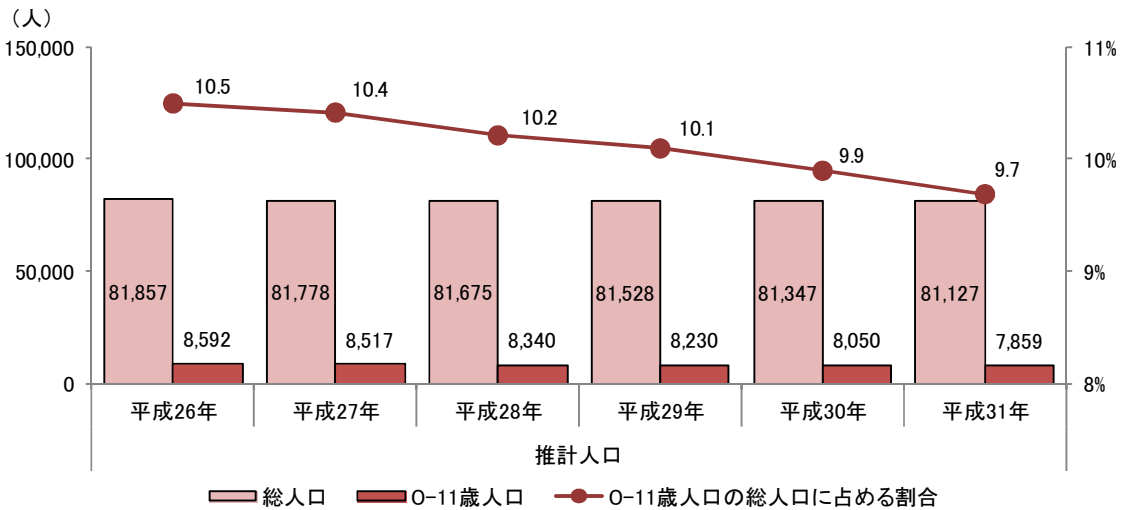
## 2 人口の推計

### (1) 総人口に占める子どもの人口の推計

総人口に占める0-11歳の子ども的人口は減少していくことが見込まれます。

平成26年以降、総人口に占める0-11歳人口割合は減少を続け、平成30年で10%を下回ることが見込まれます。

■総人口に占める0-11歳人口の推移と割合(各年10月1日の推計)



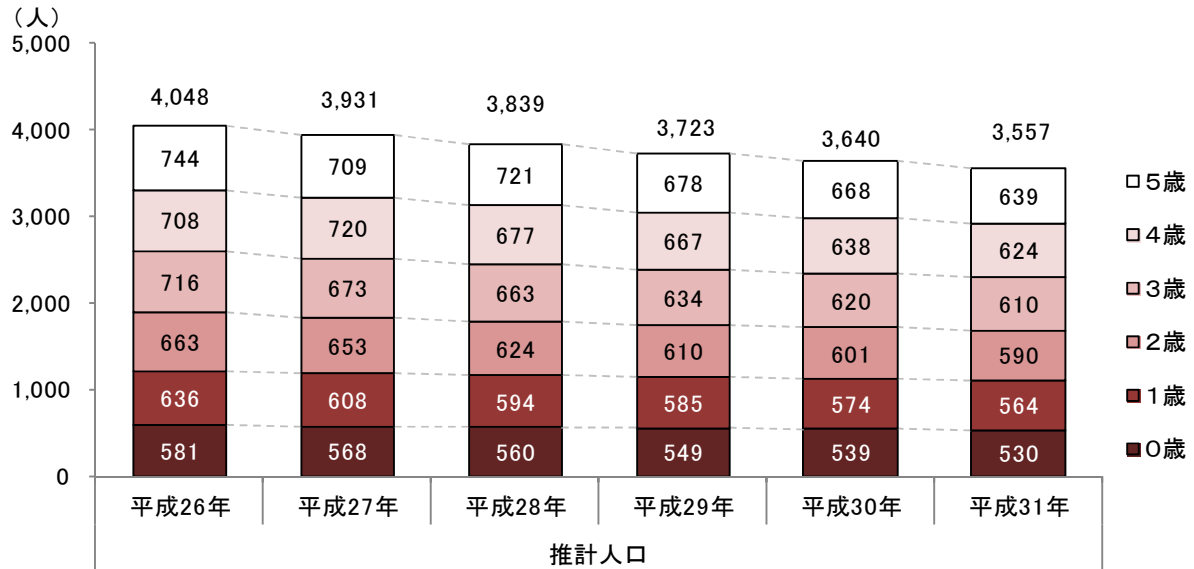
資料：あきる野市将来人口推計

## (2) 0-5歳の年齢階級別人口の推移

0-5歳の子ども的人口はすべての年齢階級で減少が見込まれます

0-5歳人口の推計をみると、平成27年で4千人を切り、計画最終年度にあたる平成31年には平成26年から491人減少し3,557人になることが見込まれます。

■0-5歳人口の推計(各年10月1日の推計)



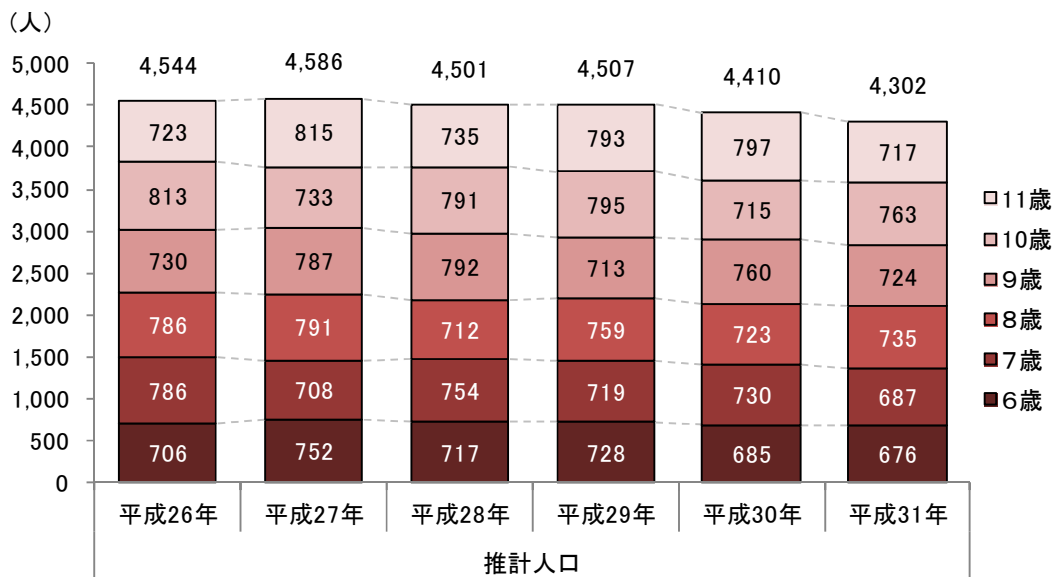
資料：あきる野市将来人口推計

## (3) 6-11歳の年齢階級別人口の推移

6-11歳の子ども的人口はすべての年齢階級で減少が見込まれます

6-11歳人口の推計をみると、平成26年以降、ゆるやかに減少していくことが見込まれ、計画最終年度にあたる平成31年には4,302人になることが見込まれます。

■6-11歳人口の推移(各年10月1日の推計)



資料：あきる野市将来人口推計

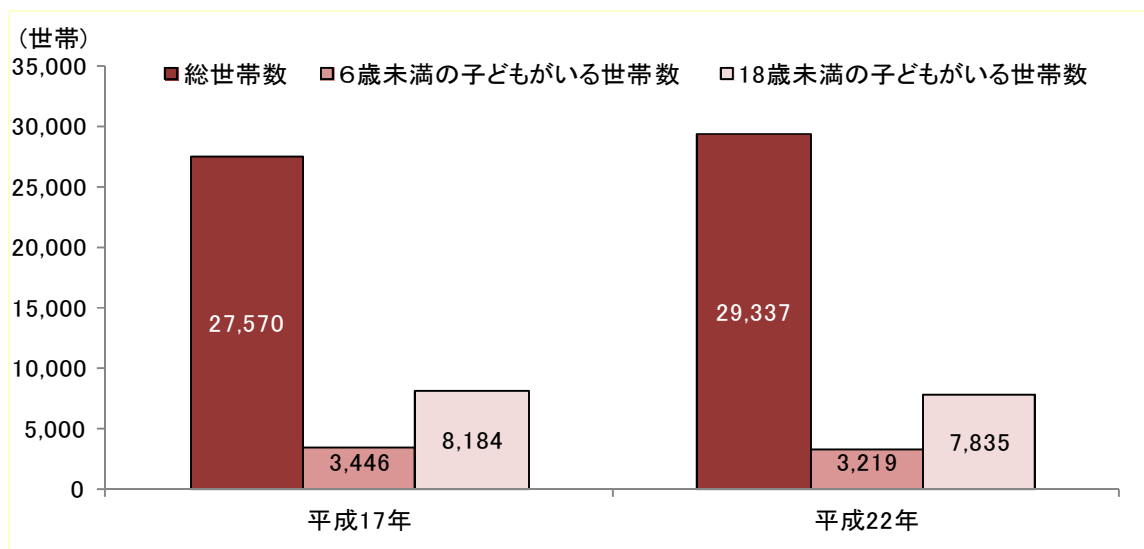
### 3 世帯

#### (1) 子どものいる世帯の推移

子どものいる世帯は減少しています。

子どものいる世帯の推移をみると、総世帯数は増加していますが、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに減少しています。

■あきる野市の子どもがいる世帯



資料：国勢調査（平成17年、22年）

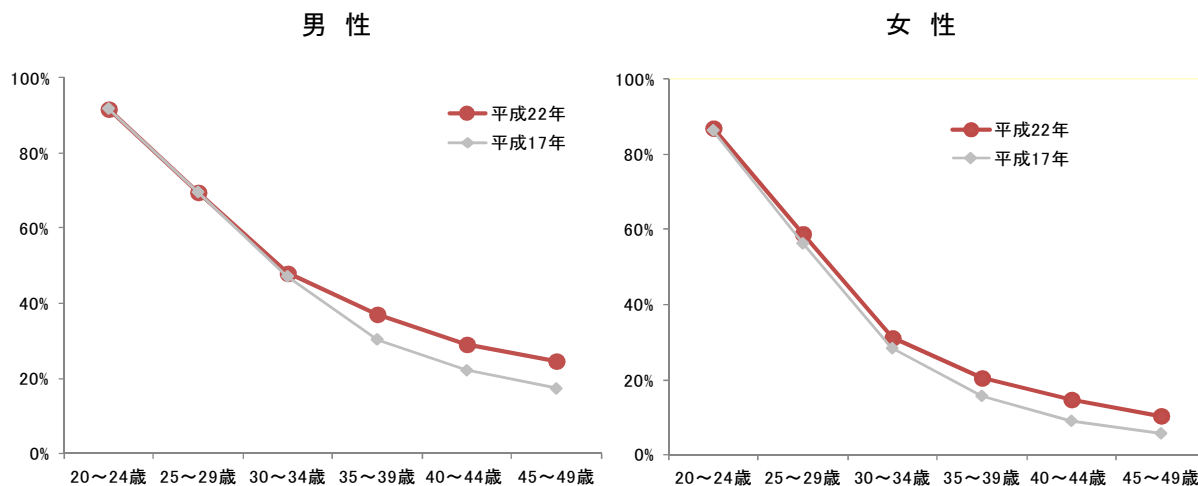
### 4 結婚・出産等

#### (1) 結婚の推移

男女ともに30代以上の未婚率が上昇しています。

あきる野市の男女の未婚率の推移についてみると、男女ともに30代以上の未婚率が平成17年より平成22年の方が上昇しています。

■あきる野市の未婚率の推移



資料：国勢調査（平成17年、22年）

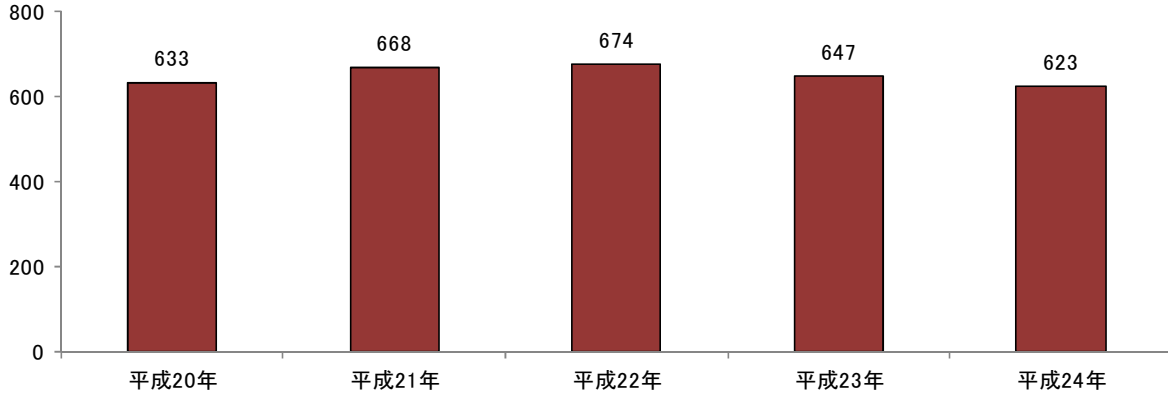
## (2) 出生数の推移

出生数は減少傾向です。

あきる野市の出生数は、年によって増減はあるものの、平成23年以降は減少しています。

### ■あきる野市の出生数の推移

(人)



資料：人口動態統計

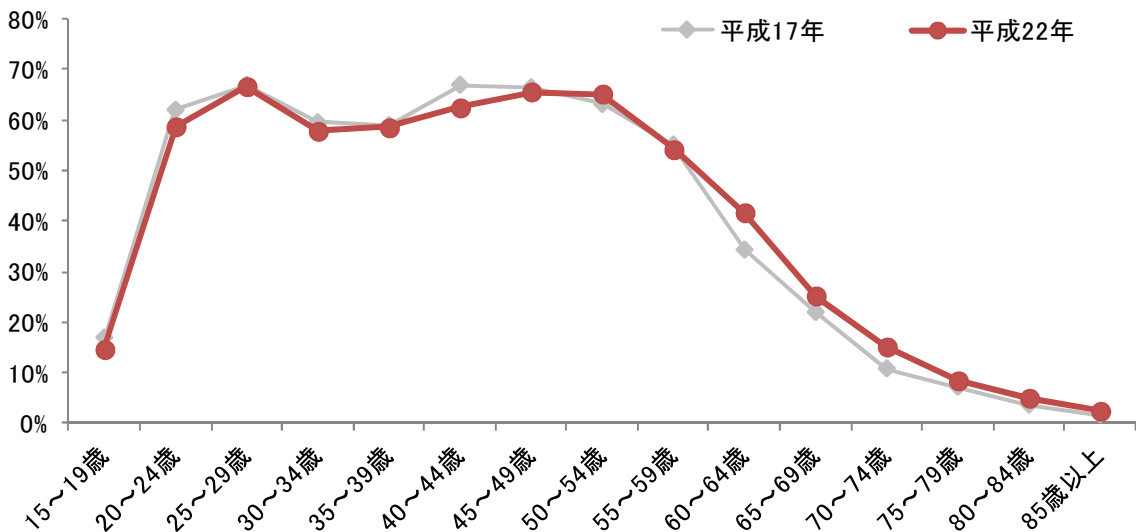
## 5 女性の就労状況

### (1) 女性の労働力率の推移

女性の就労傾向はM字曲線を描いていますが、M字の谷の部分の部分が浅くなっています。

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）の推移をみると、20代後半をピークに、以降結婚・出産期にあたる20代後半30代にかけて労働力率が低下するM字曲線を描いていますが、平成17年より平成22年の方がM字の谷の部分となる部分が浅くなっています。

### ■あきる野市の女性の労働力率の推移



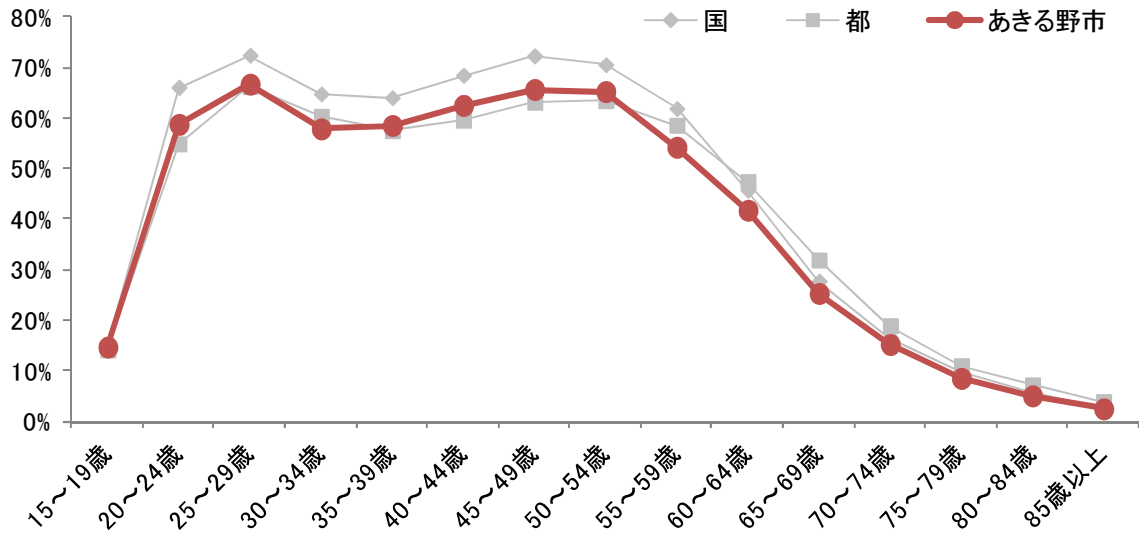
資料：国勢調査（22年）

## (2) 女性の労働力率の比較（国・都との比較）

女性の労働力率の状況は国や都と同じ傾向となっています。

女性の労働力率を国や都と比較すると、おおむね国や都と同じ傾向となっています。

■女性の労働力率の推移



資料：国勢調査（平成22年）

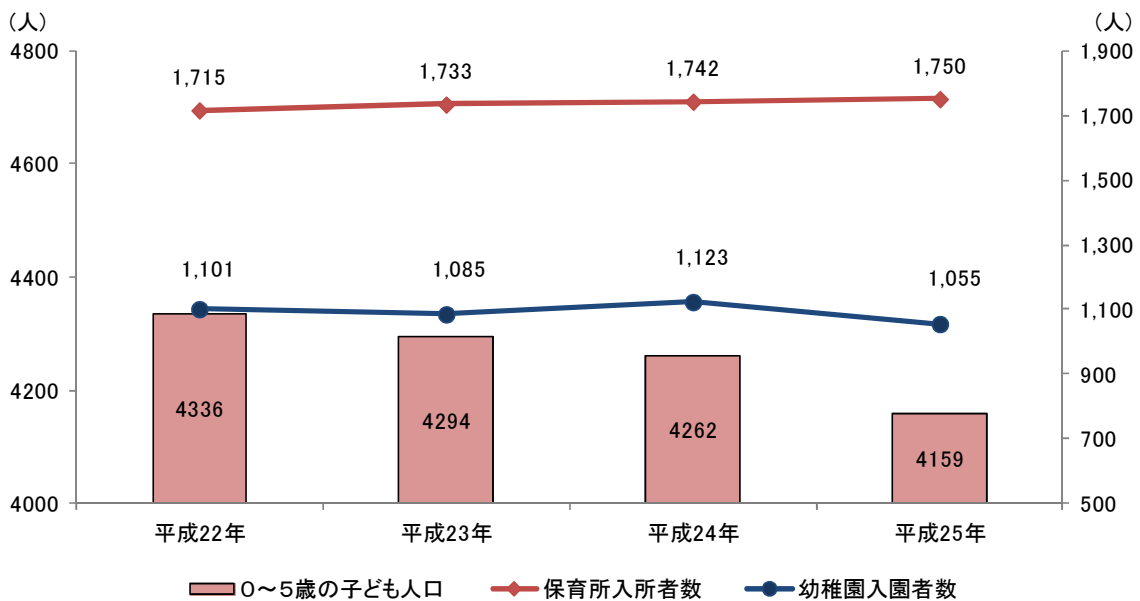
## 6 あきる野市の幼稚園・保育所等の利用状況

### (1) 0～5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移

子どもの人口は減少していますが、保育所の利用は増加しています。

0～5歳の子どもの人口、幼稚園の入園者数は減少傾向となっていますが、保育所への入所者数は増加傾向となっています。

■0～5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移（各年4月1日時点、幼稚園は5月1日時点）

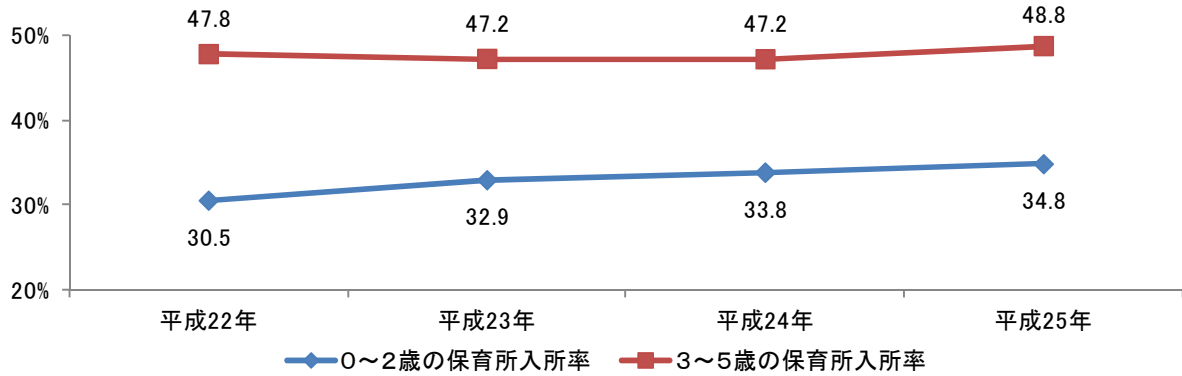


## (2) 0-2歳、3-5歳ごとの各人口における保育所入所率の推移

保育所の利用のなかでも、0-2歳の子どもの利用が増加しています。

保育所への3-5歳の子どもの入所率については、平成22年以降横ばい傾向となっていますが、0-2歳の子どもの入所率は平成22年以降、1ポイントずつ増加しています。

■ 0-2歳、3-5歳ごとの各人口における保育所入所率の推移（各年4月1日時点）



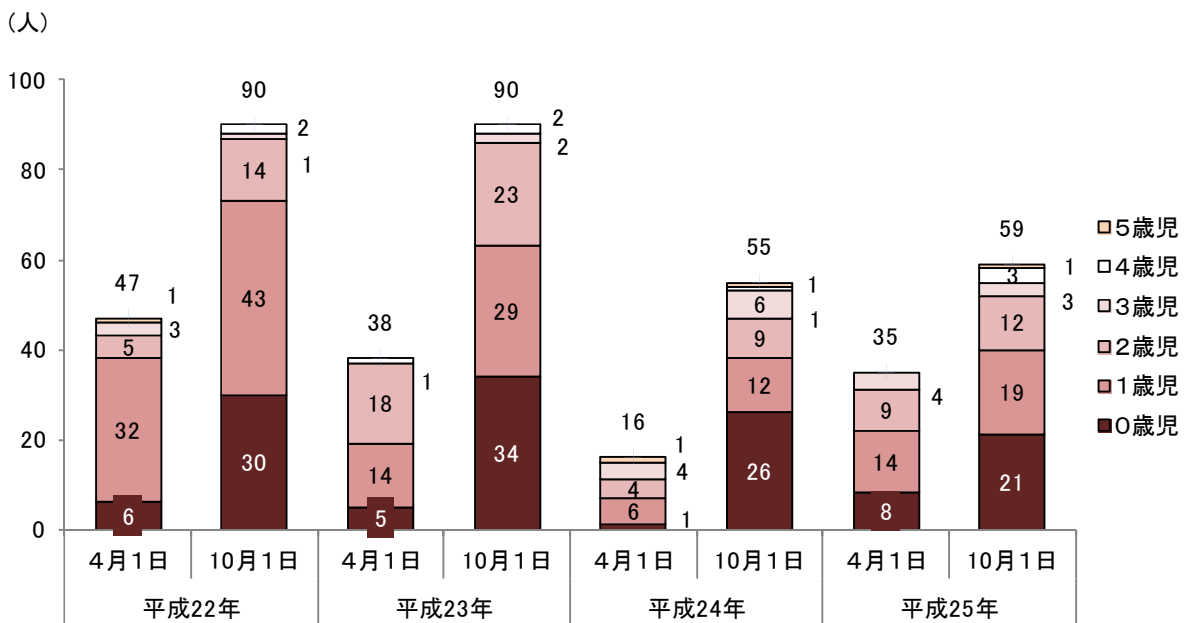
## 7 あきる野市の保育所待機児童数の推移

### (1) 年齢別保育所の待機児童数の推移

保育所待機児童のなかでも年齢によって待機児童の発生時期が異なります。

保育所の待機児童数の推移についてみると、各年ともに、4月から10月で待機児童数が増加しています。また、年齢別にみると、4月1日時点では1歳児の待機児童数が多くなっていますが、0歳児の待機児童数は、4月1日時点から10月1日時点で大幅な増加となっています。

■ 年齢別保育所の待機児童数の推移（4月1日、10月1日）



## 8 アンケート調査結果からみるあきる野市子育ての現状

### (1) 調査の目的

本調査は、「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて子ども・子育てに関する生活実態とご意見ご要望を把握することを目的に、市民意向調査（アンケート調査）を実施しました。

### (2) 実施概要

- 調査地域：市全域
- 調査対象者：市内在住の0～5歳(平成25年4月1日現在年齢)の児童の保護者（就学前児童調査）市内在住の「小学生1～4年生の児童」保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童（0歳～5歳）2,000人、小学生（1年生～4年生）1,000人の合計3,000人を無作為抽出
- 調査期間：平成25年10月7日～10月25日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000	913	45.6%
小学生児童	1,000	435	43.5%
合計	3,000	1,348	44.9%

#### ●グラフの見方

○回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。

○複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

○図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

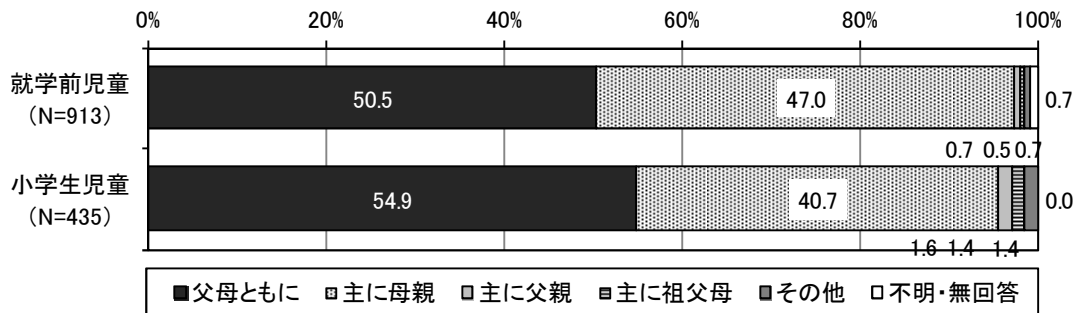
○図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。



### (3) 結果概要

#### ①子育てを主に行っている方〈単数回答〉

子育てを主に行っている方についてみると、「父母ともに」が就学前児童で50.5%、小学生児童で54.9%と最も高く、次いで、「主に母親」が就学前児童で47.0%、小学生児童で40.7%となっています。

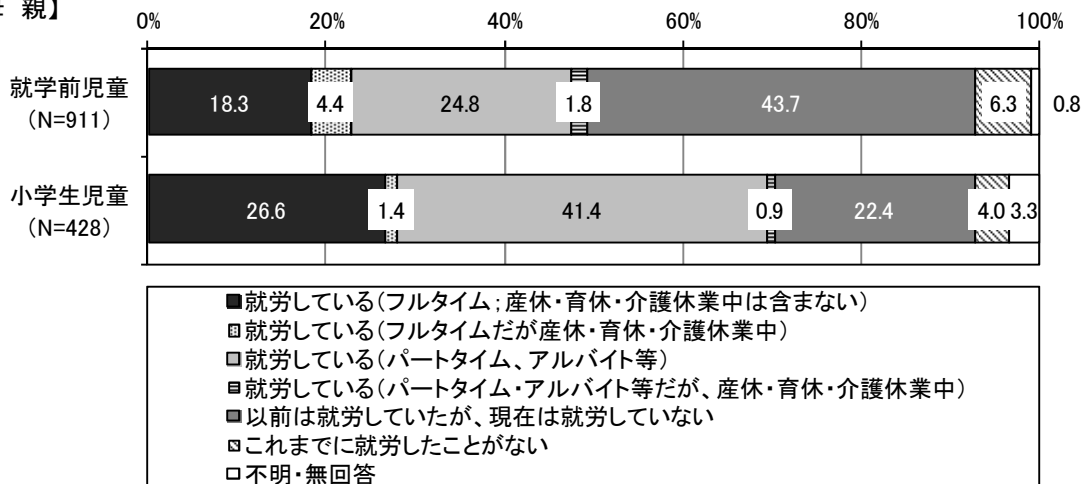


#### ②保護者の就労状況〈単数回答〉

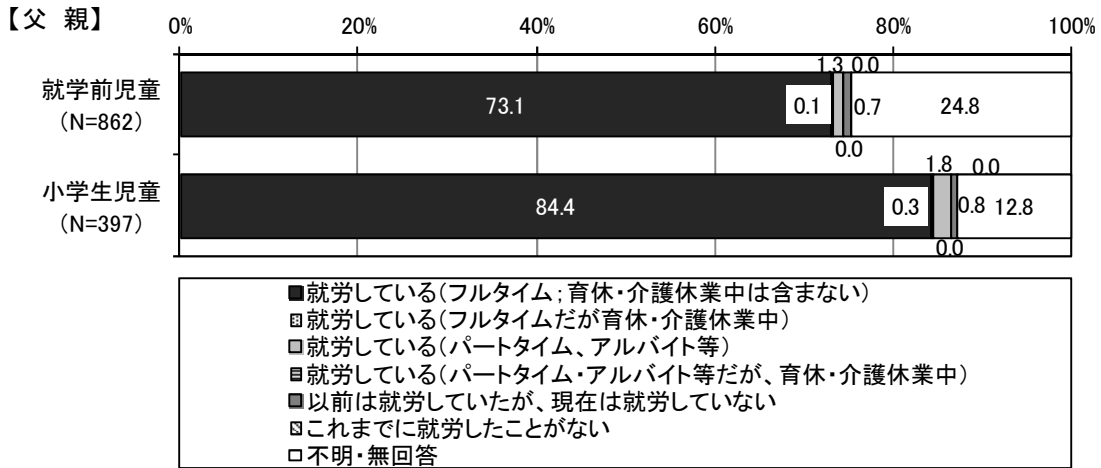
母親の就労状況についてみると、就学前児童では『就労している』が49.3%、『就労していない(以前は就労していたが、現在は就労していない+これまでに就労したことがない)』が50.0%となっていますが、小学生児童では『就労している』が70.3%となっており、就労をしている母親が多くなっています。加えて、「以前は就労していたが、現在は就労していない」については就学前児童では43.7%であるのに対し、小学生児童では22.4%と大きく減少しており、子どもの年齢によって、母親の就労状況が異なることがうかがえます。

父親では、就学前児童、小学生児童ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が回答の大半を占めています。

#### 【母親】



※父子家庭は除く

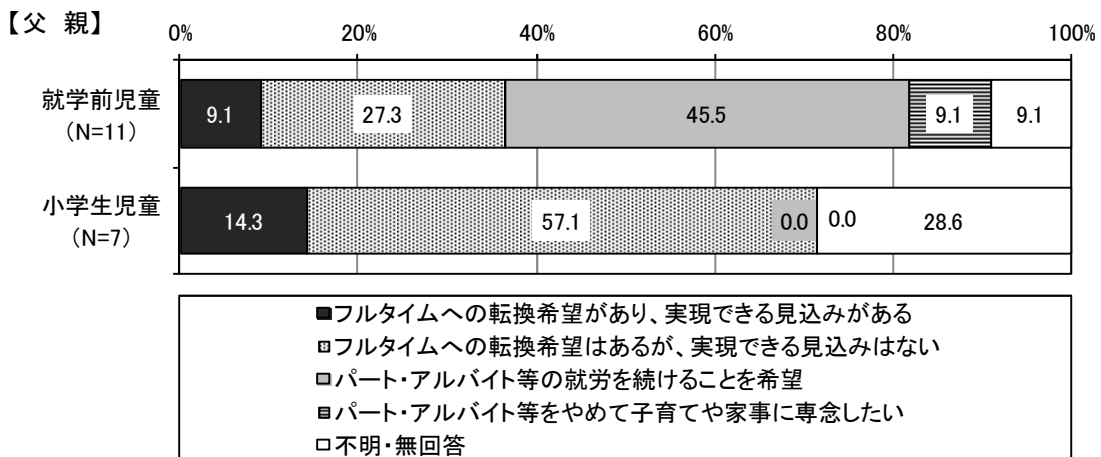
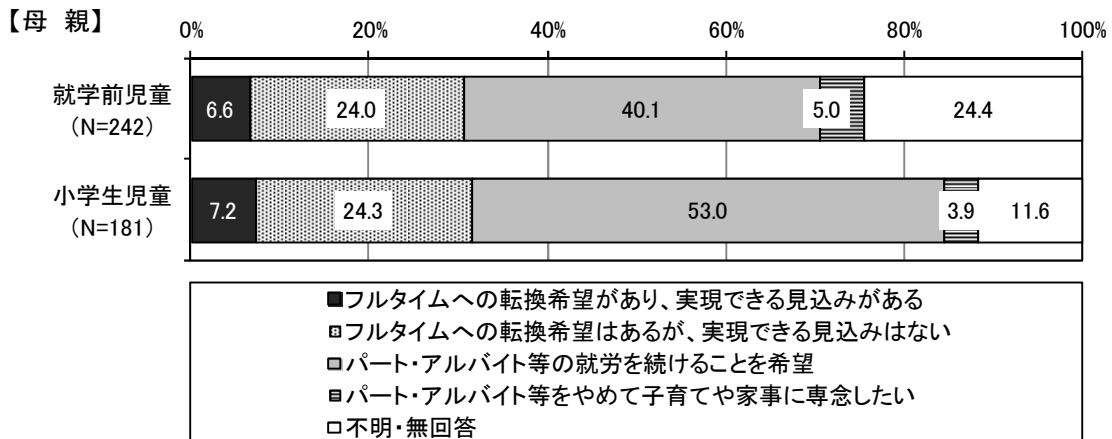


※母子家庭は除く

\* 「フルタイム」：1週5日程度・1日8時間程度の就労  
「パート・アルバイト等」：フルタイム以外の就労

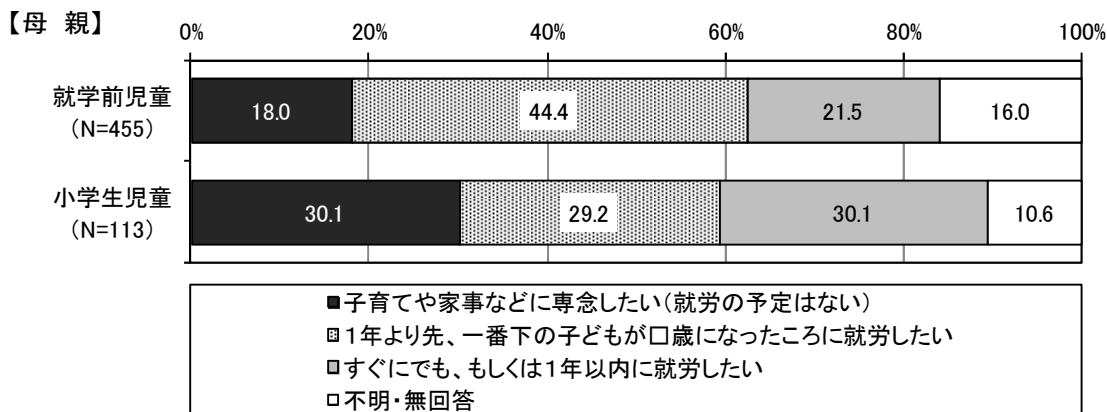
### ③パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望〈単数回答〉

パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望についてみると、母親では「パートタイム・アルバイト等の就労を続けることを希望」が就学前児童で40.1%、小学生児童で53.0%と最も高くなっています。



#### ④現在、就労していない方の就労希望〈単数回答〉

現在就労していない方の就労希望についてみると、母親では就学前児童で「1年より先、一番下の子どもが0歳になったところに就労したい」が44.4%、小学生児童で「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と子育てや家事などに専念したい(就労の予定がない)が30.1%と最も高くなっています。



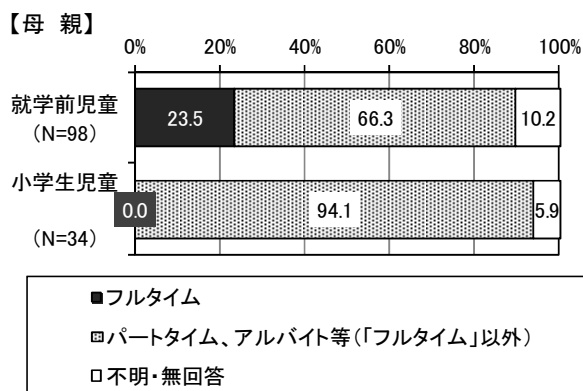
【父親】 就労したいという希望	就学前児童 N=6		小学生児童 N=3	
	件数	%	件数	%
子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)	0	0.0	0	0.0
1年より先、一番下の子どもが0歳になったところに就労したい	1	33.3	1	33.3
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	1	33.3	1	33.3
不明・無回答	1	33.3	1	33.3

#### ④-1 希望する就労形態〈単数回答〉

《「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選んだ方》

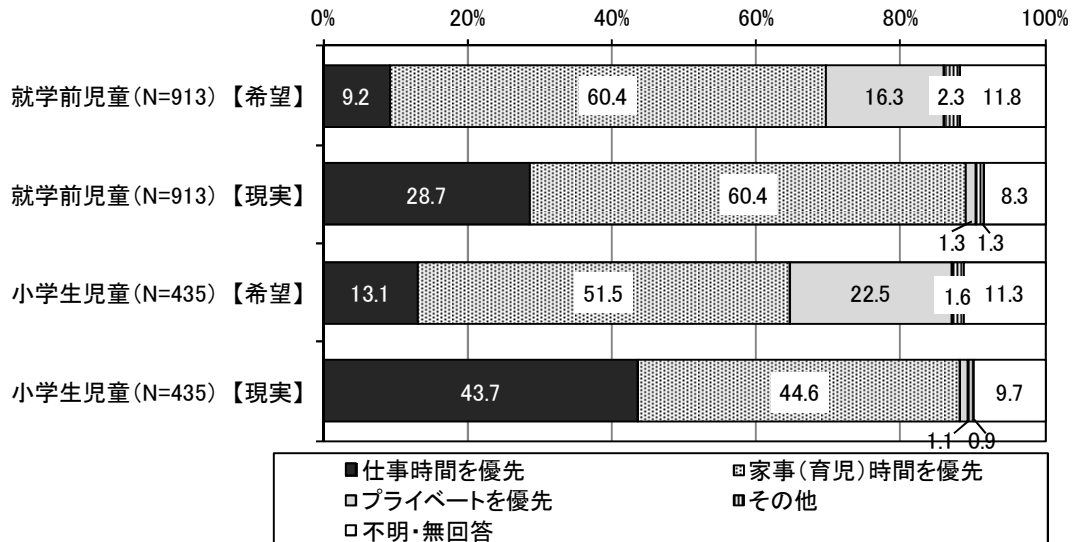
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい方の希望する就労形態についてみると、母親では就学前児童、小学生児童ともに「パートタイム、アルバイト等(「フルタイム」以外)」が66.3%、94.1%と最も高くなっています。

父親では「フルタイム」への回答が1件、小学生児童では「パートタイム、アルバイト等(「フルタイム」以外)」に1件の回答がありました。



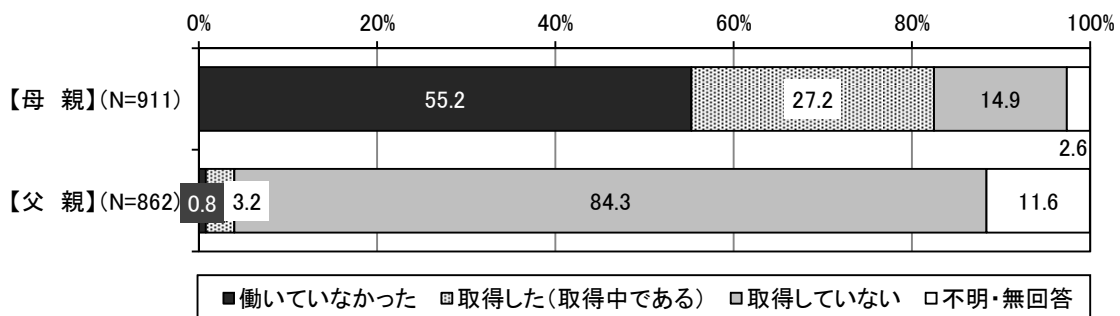
### ⑤子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

仕事時間と家事（育児）の生活時間の優先度の「希望」と「現実」についてみると、全体的に家事（育児）を優先が最も高く、希望では就学前児童、小学生児童ともに半数を超えています、現実では、就学前児童で60.4%と希望と現実が同数になっていますが、小学生児童では44.6%と希望より現実の割合が下がっています。



### ⑥子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「働いていなかった」が55.2%、父親では「取得していない」が84.3%と、それぞれ最も高くなっています。また、育児休暇を取得した割合は、母親は27.2%、父親は3.2%となっています。

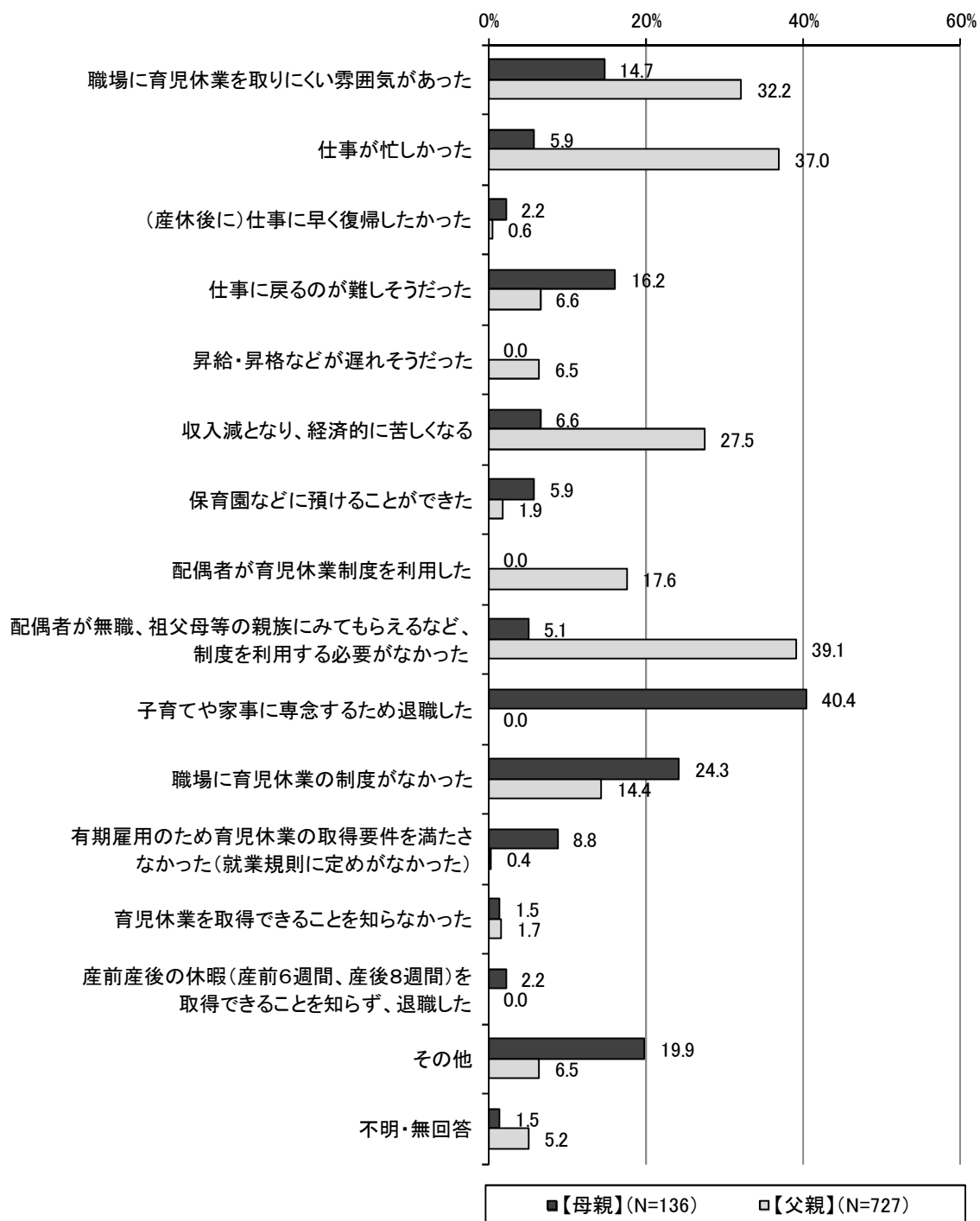


## ⑥-1 育児休業を取得していない理由〈複数回答〉

《「取得していない」を選んだ方》

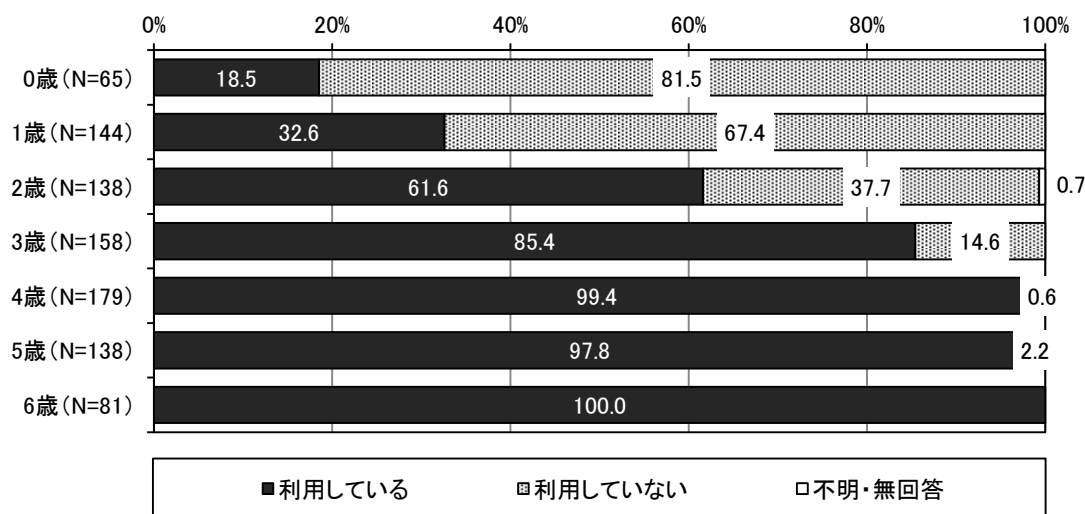
育児休業を取得していない理由については、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が40.4%で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が24.3%となっています。

父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が39.1%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が37.0%となっています。



## ⑦現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無〈単数回答〉

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」は0歳で18.5%となっていますが、年齢があがるごとに回答は高くなり、1歳で32.6%、2歳で61.6%、3歳以上では8割以上となっています。



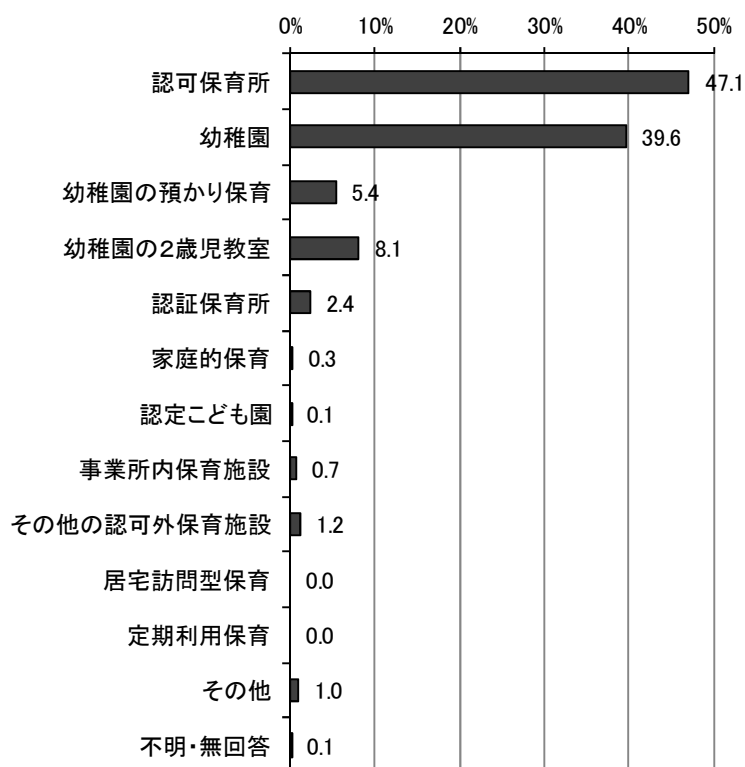
\*ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指す。具体的には、幼稚園や保育所など、(1)－1に示す事業が含まれる。

### ⑦－1 平日に利用している教育・保育事業〈複数回答〉

《「利用している」を選んだ方》

平日に利用している教育・保育事業についてみると、「認可保育所」が47.1%、「幼稚園」が39.6%と回答の大半を占めています。

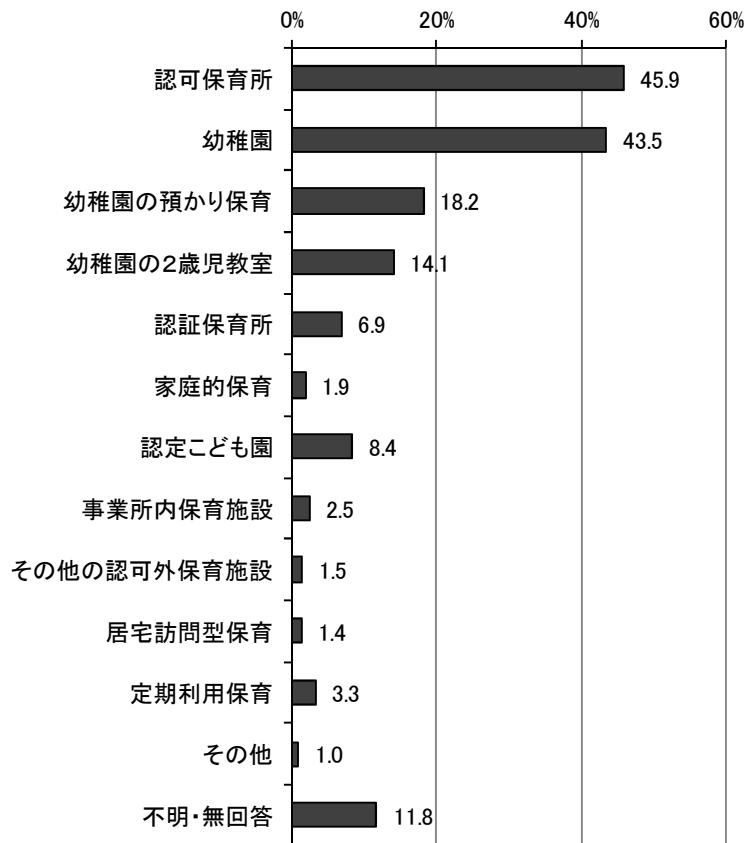
就学前児童 (N=680)



### ⑧現在の利用の有無にかかわらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業〈複数回答〉

今後、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業についてみると、「認可保育所」が45.9%、「幼稚園」が43.5%とあわせて8割以上となっており、回答の大半を占めています。また、「幼稚園の預かり保育」が18.2%、「幼稚園の2歳児教室」が14.1%と次いで回答が高くなっています。

就学前児童(N=913)

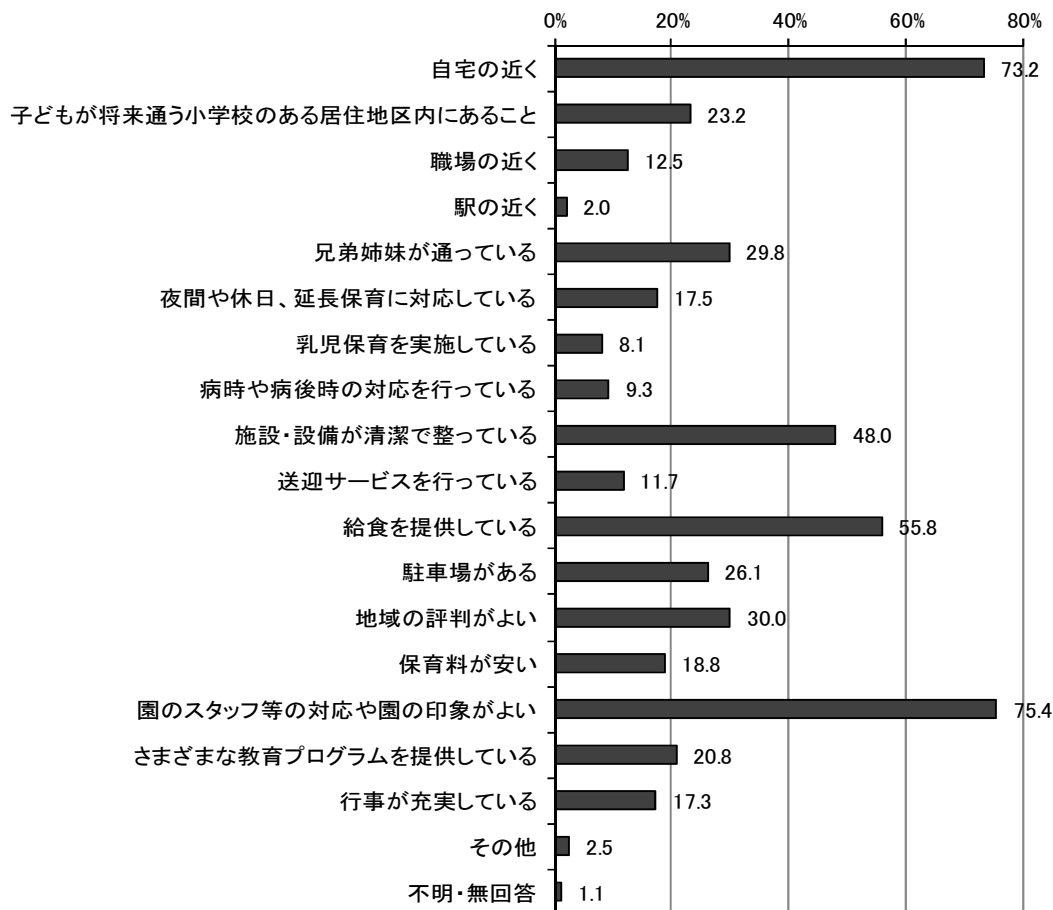


\*事業の利用には一定の利用者負担が発生する

### ⑨教育・保育事業を選ぶ際に重視する点〈複数回答〉

教育・保育事業を選ぶ際に重視する点についてみると、「園のスタッフ等の対応や園の印象がよい」、「自宅の近く」が7割以上となっていますが、「給食を提供している」、「施設・設備が清潔で整っている」の回答も高くなっています。

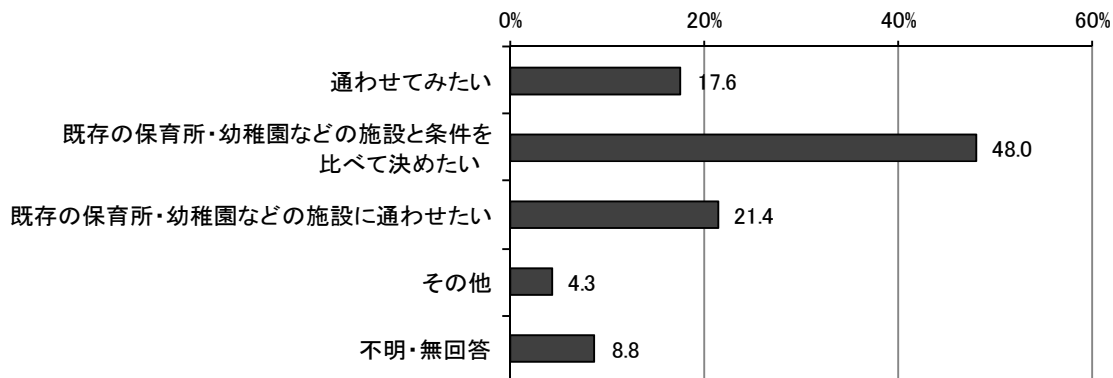
就学前児童(N=913)



### ⑩認定こども園の利用意向〈単数回答〉

認定こども園の利用意向については、「既存の保育所・幼稚園などの施設と条件を比べて決めたい」が48.0%と最も高くなっています。

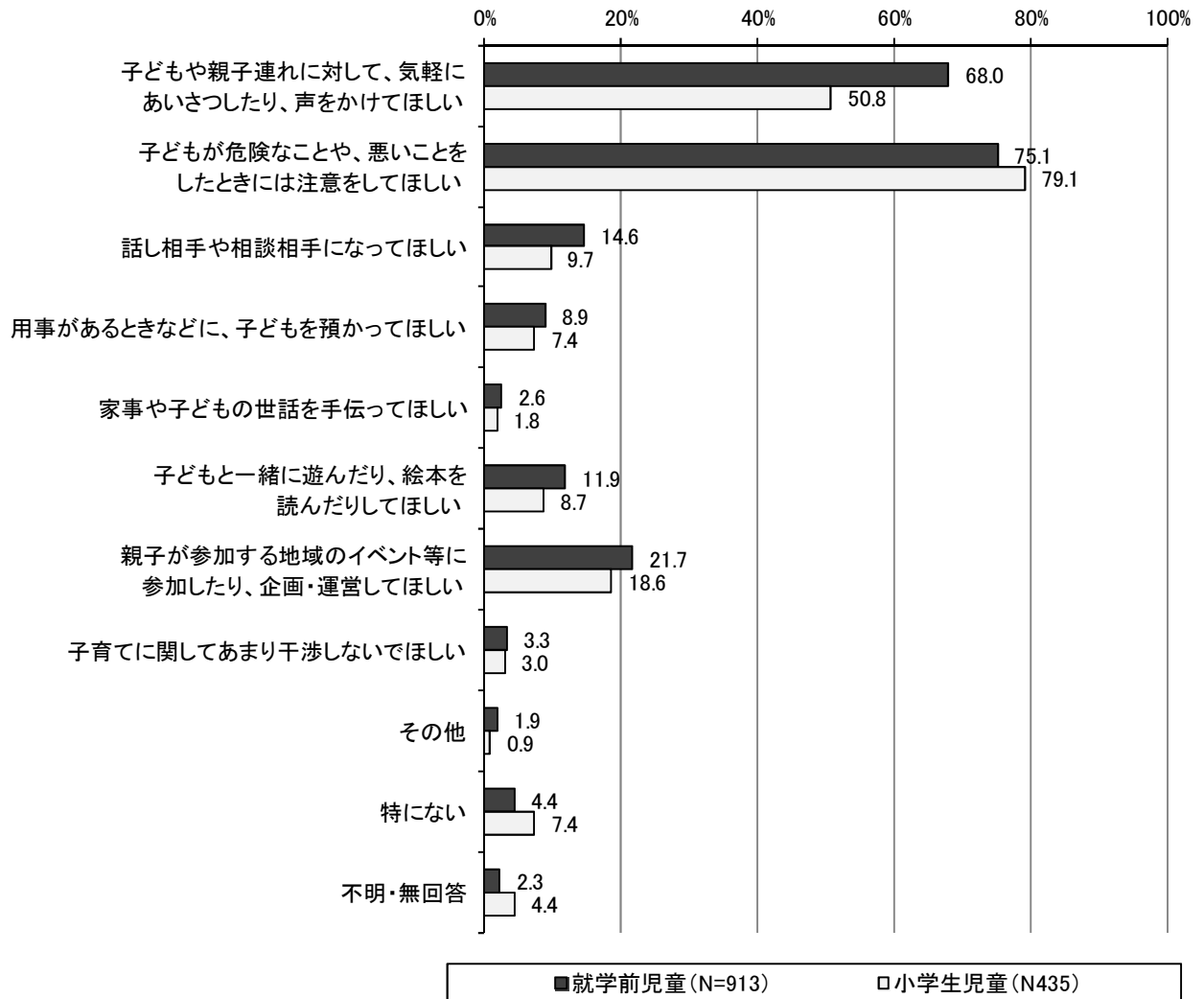
就学前児童(N=913)





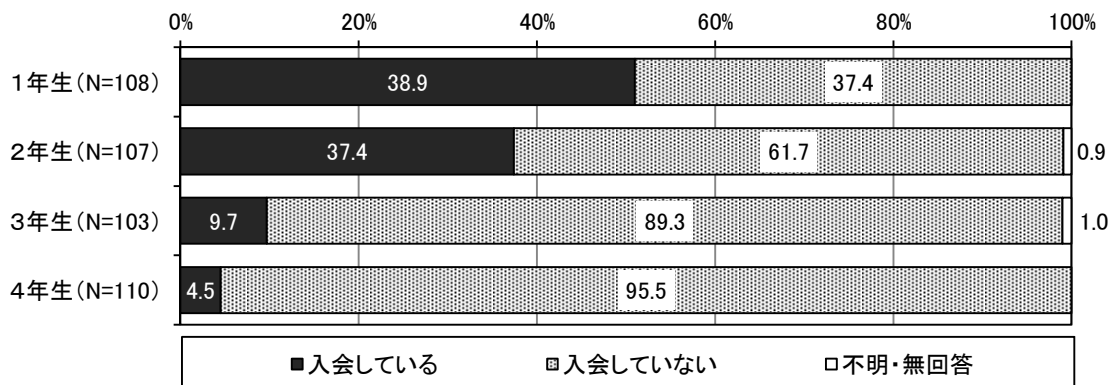
### ⑪子育てに関して、地域の人に望むこと〈複数回答〉

子育てに関して、地域の人に望むことについてみると、就学前児童、小学生児童ともに「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意してほしい」がそれぞれ75.1%、79.1%と7割を超えて最も高く、次いで「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつしたり、声をかけてほしい」がそれぞれ68.0%、50.8%と5割以上となっています。



### ⑫学童クラブの入会状況〈単数回答〉〈小学生児童調査〉

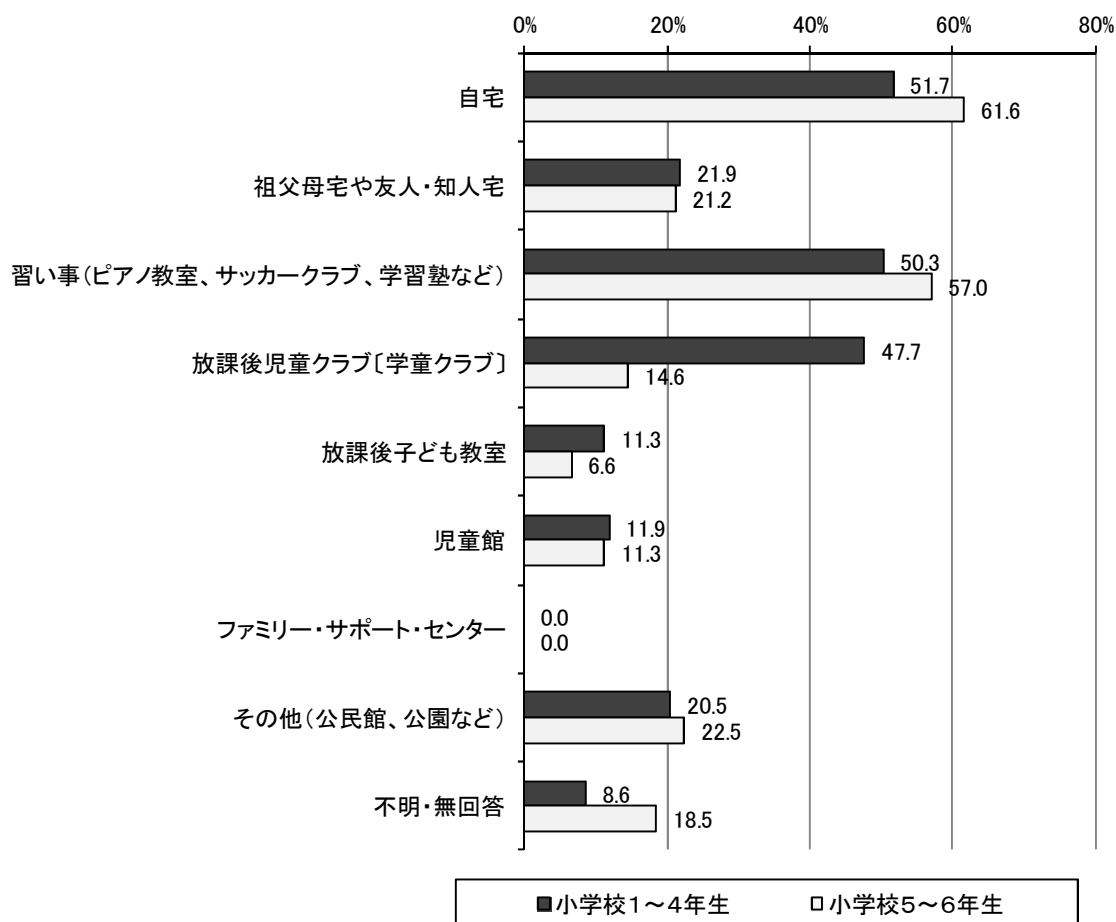
学童クラブの入会状況は、1年生と2年生では「入会している」の割合は30%台後半となっていますが、3年生と4年生では10%未満となっています。



⑬ 小学校1～4年生、小学校5～6年生のうちは、それぞれ放課後（平日の小学校終了後）の時間を主にどのような場所で過ごさせたいと思うか〈複数回答〉〈就学前児童調査〉

放課後の時間を過ごさせたいと思う場所についてみると、小学校1～4年生、小学校5～6年生ともに「自宅」「習い事」が高くなっていますが、いずれも、小学校5～6年生での回答が小学校1～4年生での回答を上回っています。また、小学校1～4年生での過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ(学童クラブ)」が47.7%と特に高くなっていますが、小学校5～6年生では14.6%と大幅に少なくなっています。

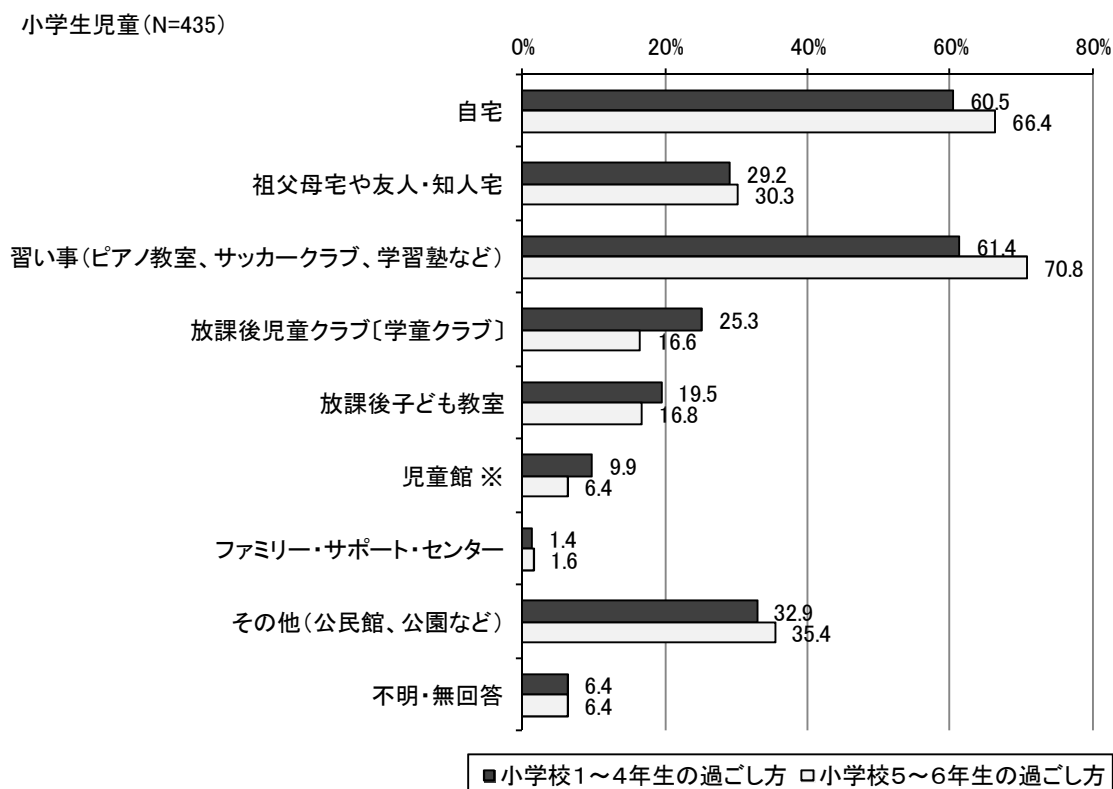
就学前児童(N=151)



⑭小学校1～4年、5～6年生での、放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方〈複数回答〉〈小学生児童調査〉

放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方についてみると、小学校1～4年、5～6年生ともに「習い事」が61.4%、70.8%と最も高く、次いで「自宅」が60.5%、66.4%となっています。

また、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」の利用については、小学校1～4年が25.3%とで小学校5～6年生の16.6%を8.7ポイント上回っています。

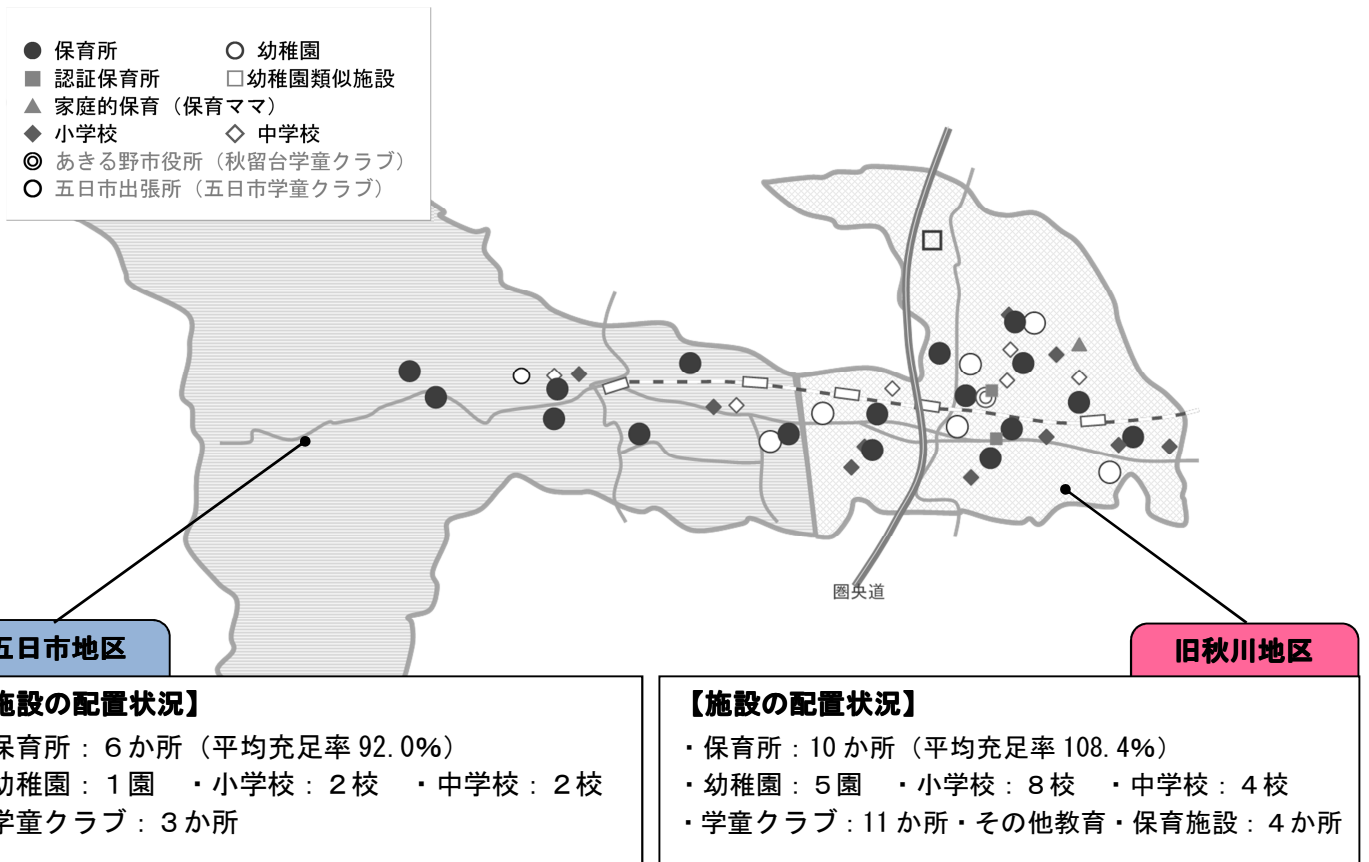


# 第4章 計画の基本的事項

## 1 教育・保育の提供区域の設定

市は、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、本市は様々な地域性を持っているため、特徴のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、市全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

### ■あきる野市の子育て資源



## 2 幼児期の学校教育・保育

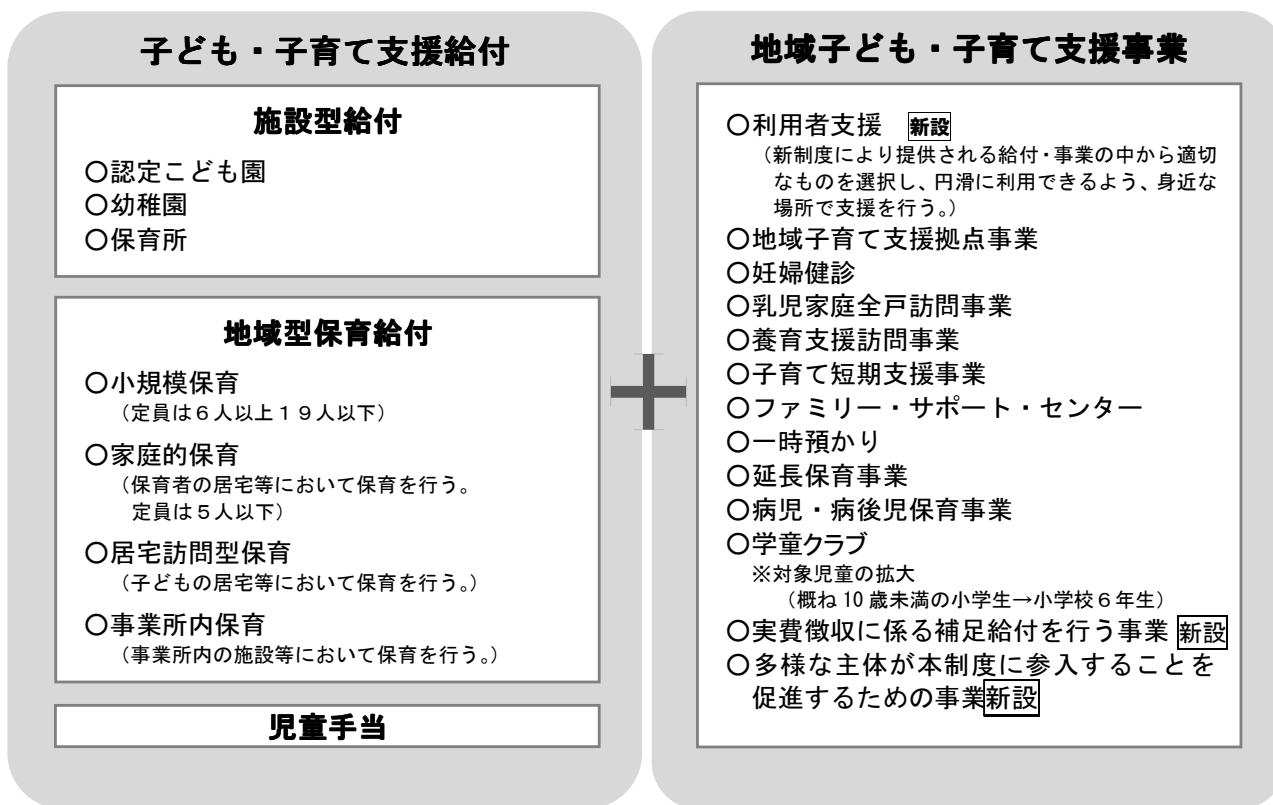
### (1) 前提となる事項

市では、市内に居住する0～5歳の子どもについて「現在の保育所、幼稚園、認定こども園の利用状況」に「利用希望」を加味して国の定める以下の3つの区分で認定します。

#### ■認定区分と提供施設

	認定区分	提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

#### ■子育て支援の「給付」と事業の全体像



## (2) 市の現状

幼稚園の利用者は年度により増減はあるものの、おおむね 1,100 人前後での推移となっています。保育所の利用者数についても年度により増減はあるものの、1,700 人台での推移となっていますが、0 歳から 2 歳児の利用が多くなる傾向がみられます。

### ■幼稚園の利用状況(新制度の1号認定に該当)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
満3歳児	1	2	1	6	2
3歳児	374	340	354	274	307
4歳児	350	399	368	366	292
5歳児	376	344	400	359	363
合計	1,101	1,085	1,123	1,005	964

(各年 5 月 1 日時点)

### ■保育所の利用状況(新制度の2号・3号認定に該当)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
0歳児	104	115	123	112	120
1、2歳児	525	564	558	581	591
3歳以上	1,086	1,054	1,061	1,057	1,078
合計	1,715	1,733	1,742	1,750	1,789

(各年 4 月 1 日時点)

## (3) 需要量の見込み

計画期間(平成 27 年度から平成 31 年度)における、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

### ■教育・保育のニーズ量見込み

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定	3～5歳児	1,003	908	891	855	832	809
2号認定	3～5歳児	1,089	1,074	1,053	1,011	984	957
3号認定	0歳児	117	205	202	198	195	191
	1・2歳児	620	636	615	603	593	582
	計	737	841	817	801	788	773

※0歳児の保育のニーズ量見込について、当初推計した人数は、現在の育休取得状況が必ずしも反映されておらず、修正する必要があると判断した。そのため、両親ともにフルタイム勤務の家庭の0歳児について、育休取得状況を考慮した数値に補正した。

※「3～5歳児」で、親の就労状況により本来は2号認定に該当するが、幼稚園利用意向が強い場合は1号認定として計上している。

#### (4) 提供体制の確保の内容及び実施時期

市は、設定した「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）を定めます。

■平成 25 年度の保育・教育の状況 0～5歳人口:4,159 人(平成 25 年4月1日時点)

幼稚園等利用者数 3～5歳(%) ※5/1 時点	保育所等利用者数			在宅保育者数 0～5歳児 (%)
	0～5歳 (%)	0～2歳	3～5歳	
1,005 人 (24.16%)	1,750 人 (42.08%)	693 人	1,057 人	1,404 人 (33.76%)

■幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】(1号認定)

「量の見込み」に対する「確保の内容及び「実施時期」

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込(必要利用定員総数)		908 人	891 人	855 人	832 人	809 人
②確保の内容	幼稚園 認定子ども園	人	人	人	人	人
②-①						
私学助成型幼稚園						

■幼児期の保育【保育所・認定こども園】(2号認定、3号認定)

「量の見込み」に対する「確保の内容及び「実施時期」

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号
①量の見込(必要利用定員総数)		1,074 人	841 人	1,053 人	817 人	1,011 人	801 人	984 人	788 人	957 人	773 人
②確保の内容	保育所 認定子ども園	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	地域型保育事業		人		人		人		人		人
②-①											
地方単独事業(認証保育室)		28	41	28	41	28	41	28	41	28	41

#### (5) 提供体制の確保策（確保の考え方）

確保の内容及び供給体制の確保策（確保の考え方）については、調整中のため7月31日（木）会議当日に説明する予定です。

### 3 地域子ども・子育て支援事業

5年間の計画期間（平成27年度から平成31年度）における、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

#### （1）利用者支援に関する事業【新規事業】

##### 【事業概要】

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う新たな事業です。子どもや保護者が、保育所や幼稚園などの教育・保育事業や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専任の職員等が身近な場所（行政窓口や子育てひろば等）で支援をします。

##### 【市の現状】

子ども家庭支援センターや健康課、児童課、子育て支援課の各窓口で相談等を受け付けています。また、「あきる野市子育て支援ガイドブック」や「るのキッズ通信」、「るのキッズメール」などで妊娠中から子育て中の方を対象に情報提供を行っています。

##### 【事業の見込みと確保内容】

##### ■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 確保の内容(実施箇所数)	検討	1	1	2	2
② 設置場所	検討	市窓口	市窓口	市窓口 子育てひろば等	市窓口 子育てひろば等

##### 【提供体制の確保策（確保の考え方）】

子ども・子育て支援新制度では多様な教育や保育の事業を実施することとなっています。制度やサービスの変更が生じ、制度の移行が円滑に行われるよう、身近な場所で利用希望者の相談に対し適切な情報提供を一元的に実施する事業と、専門の職員等が個別に支援が必要な方に支援をする事業があり、平成27年度に設置場所、サービス内容等を検討し平成28年度からの実施に向け準備します。



## (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

### 【事業概要】

時間外保育事業は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、通常の保育時間(標準保育の11時間及び短時間保育の8時間)を超えて保育する事業です。

### 【市の現状】

勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（11時間）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

#### ■延長保育の実施箇所数

実施時間	公立保育所	私立保育所
午後7時00分までの延長保育	2か所	9か所
午後7時15分までの延長保育	—	2か所
計	2か所	11か所

### 【事業の見込みと確保内容】

#### ■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	745人	725人	705人	690人	675人
②確保の内容	745人 13か所	725人 13か所	705人 13か所	690人 13か所	675人 13か所

### 【提供体制の確保策（確保の考え方）】

量の見込み以上に確保しており、現状を維持し、引き続き事業を行います。

### (3) 学童クラブ

#### 【事業概要】

学童クラブは、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象とし、活動や遊びを通し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### 【市の現状】

学童クラブの利用者は、核家族の進展や保護者の就労形態の多様化等により、平成25年度まで年々増加傾向にあります。このため、公共施設や学校の余裕教室の有効活用を図り量の確保に努めています。

#### ■学童クラブ実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入会者数(4月1日時点)	667人	689人	701人	739人
設置箇所数	13箇所	13箇所	13箇所	14箇所

#### 【事業の見込みと確保内容】

#### ■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(1～6年生)	988人	968人	954人	945人	920人
②確保の内容	880人	890人	900人	910人	920人

#### 【提供体制の確保策(確保の考え方)】

学童クラブについては、子どもの人口の減少に伴い、平成27年度をピークに、需要量も減少していくことが予想されます。

このため、中長期的な学童保育の需要を踏まえ、学校の余裕教室をはじめ、公共施設の有効活用や民間施設の活用等を積極的に行い、量の確保に努めていきます。

#### (4) 子育て短期支援事業

##### 【事業概要】

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に児童養護施設などで一時的に児童をお預かりし、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

休日・宿泊を含めたショートステイ事業と夜間に預かりを行うトワイライトステイ事業があります。

##### 【市の現状】

ショートステイ事業を実施しており、児童養護施設「東京恵明学園」（所在地：青梅市）に委託しています。

##### ■ショートステイ事業実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間利用者数	延べ132人	延べ152人	延べ77人	延べ108人
設置箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所

##### 【事業の見込みと確保内容】

##### ■ショートステイ事業「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	152人日	150人日	148人日	146人日	145人日
②確保の内容	152人日 (1か所)	150人日 (1か所)	148人日 (1か所)	146人日 (1か所)	145人日 (1か所)

##### 【提供体制の確保策（確保の考え方）】

ショートステイ事業については、実施場所が市外であり利用者促進を図るためにも西多摩地域の自治体と連携し、利用者のニーズを捉えながら引き続き事業を継続します。

また、要保護児童に対する支援に資する事業との連携により、支援が必要な家庭への対応ができるようにします。

トワイライトステイ事業についても、要望や状況に応じて実施を検討していきます。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後2か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

### 【市の現状】

新生児訪問（生後2か月まで）とこんにちは赤ちゃん訪問（生後2か月から4か月まで）事業を実施しています。

#### ■新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出生者数	681 人	655 人	622 人	612 人
新生児訪問	257 人	296 人	389 人	371 人
こんにちは赤ちゃん訪問	372 人	337 人	223 人	227 人
訪問率（％）	92.4%	96.6%	98.4%	97.7%

### 【事業の見込みと確保内容】

#### ■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込（訪問件数）	568 件	560 件	549 件	539 件	530 件
②量の見込（訪問率）	100%	100%	100%	100%	100%
③確保の内容	実施体制：3 人 実施機関：健康課	実施体制：3 人 実施機関：健康課	実施体制：3 人 実施機関：健康課	実施体制：3 人 実施機関：健康課	実施体制：3 人 実施機関：健康課

### 【提供体制の確保策（確保の考え方）】

社会を取り巻く変化を的確に捉え、現行の体制を維持しながら事業を実施します。

実施内容としては、①育児に関する不安や悩みの聴取②子育て支援に関する情報提供③親子の心身の状況や養育環境の把握④要支援家庭に対する提供サービスの連絡調整などを行います。

健康課（保健師・助産師）・民生委員・児童委員等が、乳児のいるすべての家庭を訪問し、保護者が地域とつながりを持ち、安心して子育てができるような環境づくりをします。里帰り出産などの場合にも自治体間の連絡体制をとり同様のサービスが受けられるようにします。

また、拒否をされるケースがないように各機関と連携をとり、100%の訪問を目指します。

## (6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

### 【事業概要】

養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師及び保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家事の援助等を行うことにより適切な養育の実施を確保するほか、要保護児童地域対策協議会を設置し、関係機関が情報の交換や協議等を行うことにより適切な保護、支援及び予防につなげる事業です。

### 【市の現状】

市では、関係機関と連携して、支援が必要な家庭の状況に応じて迅速な対応を図るとともに、予防の促進を行っています。

#### ■養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
専門的相談支援	29 件	34 件	16 件	53 件
育児支援ヘルパー派遣	0 件	23 件	18 件	119 件
要保護児童対策協議会代表者会議	2 回	2 回	2 回	2 回
要保護児童対策協議会実務者会議	3 回	3 回	3 回	3 回
要保護児童対策協議会個別ケース検討会議	17 回	20 回	12 回	15 回

### 【確保内容】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保の内容	専門的相談支援件数	60 件	60 件	60 件	60 件	60 件
	育児支援ヘルパー派遣件数	132 件	132 件	132 件	132 件	132 件
	代表者会議回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
	会実務者回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	個別ケース検討会議回数	20 回	20 回	20 回	20 回	20 回

### 【提供体制の確保策（確保の考え方）】

要保護児童の早期発見、適切な対応及び予防のため、支援のネットワークの中核機関である子ども家庭支援センターの機能及び体制、関係機関との連携を強化するとともに、支援内容の充実を図ります。

## (7) 地域子育て支援拠点事業

### 【事業概要】

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

### 【市の現状】

子育てひろばを3か所（子育てひろば秋川あすなろ、子育てひろばいつかいち、子育てひろばにしあきる）で開設しています。自由に利用可能で、子育て相談や子育てサークル活動の場の提供、講座なども実施しています。

#### ■地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	97 件	174 件	186 件	326 件
利用者数	—	大人 1,746 人 小人 1,984 人	大人 2,961 人 小人 3,153 人	大人 3,731 人 小人 4,260 人
設置箇所数	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所

### 【事業の見込みと確保内容】

#### ■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込（大人の人数）※	4,350 人回/年	4,400 人回/年	4,450 人回/年	4,450 人回/年	4,450 人回/年
②確保の内容	4,350 人日 （3か所）	4,400 人日 （3か所）	4,450 人日 （3か所）	4,450 人日 （3か所）	4,450 人日 （3か所）

※ニーズ調査では保護者が記入しているため、見込み及び確保内容の人数は大人の人数です

### 【提供体制の確保策（確保の考え方）】

地域子育て支援拠点事業に対する保護者の関心は年々高くなってきています。子育てひろばの更なる周知の徹底や、子育て中の親子が子育て支援に関する給付・事業の中から適切な選択ができるよう、保護者に情報提供を行う利用者支援事業の検討など、利用促進を図ります。

このため、中長期的な子育て支援事業の需要を踏まえ、公共施設を有効活用し、より利便性の高い場所での実施を検討します。

## (8) 一時預かり事業

### 【事業概要】

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、保育所で就学前までの児童を保護者の疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどにお預かりする一時預かり事業があります。

### 【市の現状】

市内のすべての幼稚園で、在園児を対象とした預かり保育事業と市内の私立保育所で就学前までの児童をお預かりする一時預かり事業を実施しています。

#### ■幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	延べ 20,108 人	延べ 20,111 人	延べ 22,727 人	延べ 24,053 人
設置箇所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所

#### ■一時預かり事業実績 ※その他の事業に該当

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	延べ 502 人	延べ 369 人	延べ 571 人	延べ 571 人
設置箇所数	11 箇所	12 箇所	12 箇所	12 箇所

### 【事業の見込みと確保内容】

#### ■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	①1号認定による利用	557 人日	546 人日	524 人日	510 人日	496 人日
	②2号認定による利用	55,767 人日	54,679 人日	52,504 人日	51,098 人日	49,691 人日
	③その他	1,472 人日	1,432 人日	1,389 人日	1,357 人日	1,325 人日
②確保の内容	①1号認定による利用	272 人日	289 人日	358 人日	427 人日	496 人日
	②2号認定による利用	26,881 人日	28,628 人日	35,649 人日	42,670 人日	49,691 人日
	③その他	800 人日 (12 箇所)	950 人日 (12 箇所)	1,100 人日 (12 箇所)	1,250 人日 (12 箇所)	1,325 人日 (12 箇所)

## 【提供体制の確保策（確保の考え方）】

### ①1号認定による利用・②2号認定による利用の一時預かり

幼稚園在園児による利用の見込み（1号認定による利用、2号認定による利用）は実績を大きく上回っています。在園児による時間外保育希望なので、施設の改修、増築などは必要ありませんが、人的確保が必要となります。地域子ども子育て支援事業を活用し、市内私立幼稚園に委託して確保してまいります。

### ③その他の一時預かり

現在の認可保育所での一時預かり事業は空きスペース等を利用したものであり、ニーズに対する確保は難しいと考えられます。そのため、ファミリー・サポート・センター等との連携強化を図ります。また、利用者が一時預かり事業を利用しやすいよう利用者支援事業も行うことで、利用者の状況に応じて情報提供できるよう検討します。

その他、利用者の利便性向上のために直接保育所へ申し込みができることも検討します。



## (9) 病児・病後児保育事業

### 【事業概要】

病児・病後児保育事業は、病気または、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所・医療機関等に併設された専用室でお預かりし、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

### 【市の現状】

市では、このうち病気回復期にあり集団保育が困難な児童をお預かりする「病後児保育事業」を秋川あすなろ保育園で行っています。

#### ■病後児保育事業実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	22 人日	8 人日	3 人日	5 人日
設置箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

### 【事業の見込みと確保内容】

#### ■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込（病後児保育）	35 人日	35 人日	35 人日	35 人日	35 人日
②実施箇所数（病後児保育）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

### 【提供体制の確保策（確保の考え方）】

病後児保育事業については、現在保育所に入所している児童を対象としているが、利用者のニーズを捉えながら、対象者の拡大についても検討します。

病児保育事業についてもニーズ調査によれば、「子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法」の問いに「父親又は母親が休んだ」と回答した人は 83.1%を占めており、その際「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と回答した人は 33.9%、反対に「利用したいとは思わない」と回答した人は 62.8%となっています。このことから、今後、病児保育事業の必要性について検討していきます。

## (10) ファミリー・サポート・センター事業

### 【事業概要】

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい方（提供会員）と、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

### 【市の現状】

ファミリー・サポート・センターを平成 17 年 11 月に開設し、定期的に事業説明会等を開催し、会員数も年々増加しています。

#### ■ファミリー・サポート・センター事業

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
会員数	499 人 提供：155 人 依頼：319 人 両方：25 人	577 人 提供：171 人 依頼：379 人 両方：27 人	630 人 提供：183 人 依頼：349 人 両方：28 人	680 人 提供：187 人 依頼：468 人 両方：27 人
利用件数※0～12歳の件数	1,552 件	1,619 件	2,001 件	1,829 件
設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

### 【事業の見込みと確保内容】

#### ■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込（乳幼児）		1,350 人日	1,350 人日	1,350 人日	1,350 人日	1,350 人日
②量の見込（1～4年生）		880 人日	880 人日	880 人日	880 人日	880 人日
③量の見込（5～6年生）		70 人日	70 人日	70 人日	70 人日	70 人日
④確保の内容	乳幼児	1,350 人日	1,350 人日	1,350 人日	1,350 人日	1,350 人日
	1～4年生	880 人日	880 人日	880 人日	880 人日	880 人日
	5～6年生	70 人日	70 人日	70 人日	70 人日	70 人日
	設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	提供会員数	191 人	191 人	191 人	191 人	191 人
	両方会員数	27 人	27 人	27 人	27 人	27 人

### 【提供体制の確保策（確保の考え方）】

会員数も年々増加している傾向にありますが、提供会員（両方会員も含む）については、開設後 9 年が経過し、年齢等の関係で退会する会員もいることから、この 1・2 年の傾向としては、微増の状態となっています。特に、依頼会員の維持・増加を図るため、随時の相談に加え、月例の事業説明会を土曜日にも開催するなど相談しやすい体制をつくるとともに、ポスターやチラシ等を自治会・町内会等へ配布するなどし、周知の徹底を行います。また、安定した組織運営を行うため、交流会や会報誌を発行し、会員相互の親睦や情報共有を行います。

## (11) 妊婦健康診査

### 【事業概要】

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

### 【事業の見込みと確保内容】

妊婦の健康管理を目的とし医療機関に委託して健診を実施しており、14回までの公費助成を行っています。

#### ■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込（健診回数）		606人	598人	586人	575人	565人
②確保の内容	実施場所	東京都医師会に加入する医療機関及び産婦人科を掲げる医療機関				
	実施体制	東京都医師会と委託締結した医療機関				
	検査項目	東京都及び市が定める健康診査の内容				
	実施時期	受診票交付の日から出産の日まで				

### 【提供体制の確保策（確保の考え方）】

妊婦の健康管理の拡充及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。健診を実施する医療機関等と連携体制を図り、適切な支援を行います。検査項目に関しては、東京都及び市が定める診査項目を確保しつつ、東京都が推奨する14回の健診を実施する。超音波検査を35歳以上の年齢制限の撤廃を確保します。また、都外の医療機関や助産院で受診する場合は、受診票が使用できないため、出産後に手続きを行うと、東京都の契約単価を上限として費用の助成が受けられるため、里帰り出産などの方が安心して受診できるよう制度の周知徹底を図ります。

## 4 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策

認定こども園の設置時期と普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割と推進策、幼保小の連携の取り組みの推進等に関する事を記載します。

### 国の考え方

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

### （1）認定こども園への移行支援・普及に係る基本的考え

---

- ・認定こども園開設に必要な設備の整備支援
- ・幼稚園教諭、保育士の合同研修の実施

### （2）質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の基本的考え、推進方策

---

- ・教育・保育施設（小学校・認定こども園・幼稚園・保育所）及び地域型保育事業の連携

# 第5章 計画のその他の事項

子ども・子育て支援事業計画の任意の記載事項に加え、あきる野市次世代育成支援行動計画の評価を踏まえた子育て支援施策も掲載をします（市の諸計画において実施している内容は除きます）。

## 任意の記載事項

### 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、教育・保育施設、地域型保育事業を円滑に利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供等を実施します。

### 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都が行う施策との連携

児童虐待の予防・防止対策の充実、障害児等の特別の支援を要する子どもへの施策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進等、東京都が行う施策との連携を図るとともに、市の施策に関連する各機関や団体との連携を進めます。

### 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備

仕事と家庭生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、東京都、市内の事業所、関連する各種団体と連携しながら、市の実情を踏まえた取り組みを進めます。

## あきる野市次世代育成支援行動計画から継続予定の施策及び事業一覧

項目	事業
1	地域における子育ての支援
	(1) 子育て支援サービスの充実
	①子ども家庭支援センター ②児童手当の支給 ③医療費の助成 ④入院助産費の支給 ⑤幼児クラブ ⑥児童館の整備、事業内容の充実 ⑦放課後子ども教室 ⑧幼稚園における就園前児童の子育て支援事業
	(2) 保育サービスの充実
	①保育園・幼稚園の園庭開放 ②障がい児保育事業 ③認証保育所の充実
	(3) 子育て支援のネットワークづくり
	①子育て関連情報提供の推進 ②子育てグループ等への支援 ③保育所・幼稚園地域活動 ④保育所・幼稚園・児童館における子育て相談の充実
2	子どもの成長を通じた健康づくり
	(1) 母と子の健康の維持・増進
	①母子健康手帳の交付 ②母親学級(母性科、育児科) ③育児相談・一般相談 ④健康診査
3	家庭の子育て環境づくりの支援
	(1) 次代の親の教育
	①子育てに関する意識についての啓発活動の推進 ②保育園・幼稚園・学校との連携 ③幼児教育に対する支援 ④家庭教育学級等の講座事業
	(2) 仕事と子育ての両立支援の推進
	①育児休業制度等の普及啓発 ②子育て中の親の再就職支援 ③男女共同参画の意識啓発
4	子どもの健やかな成長に資する環境等の整備
	(1) ひとり親家庭等への支援の充実
	①ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 ②児童育成手当等の支給 ③ひとり親家庭医療費の助成 ④東京都母子福祉資金 ⑤母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 ⑥母子家庭高等技能訓練促進費事業 ⑦母子・女性相談
	(2) 障がいのある子どもへの支援
	①障がい児への手当支給 ②心身障がい児(者)の緊急一時保護 ③障がい児巡回指導・相談事業 ④特別支援教育
	(3) 子育てを支援する生活環境の整備
	①地域特性を活用した「遊び場」の提供 ②公共施設・公共機関・道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化
	(3) 子ども等の安全の確保
	①子どもの安全の確保

進行管理の対象事業（毎年実績を報告する事業）を選  
定し、同事業のみ各年度の目標値を定める。一目で対  
象事業が分かるよう、「事業 No」欄に記号を入れる。

## 1 地域における子育ての支援

(例)

事業 No	1-1-1		
事業名	子ども家庭支援センター	担当課	子育て支援課
事業内容	子どもの健やかな成長及び福祉の向上を図るため、子ども及び家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの調整、子育て講座の開催、子育てグループ等の育成及び支援を行っています。		
実績 (平成25年度)	リーフレット、通信誌及びメール配信等により相談事業等について周知を図った。各機関との連携の強化のための会議、連絡会の開催、参加した。保育園、幼稚園等と連携及び周知を図るため、園訪問を実施した。ニーズに合った講座の実施及びアンケート調査を実施し、センター事業の説明を実施した。子育てひろばとの相談連携方法等(巡回、連絡会等)について調整をした。子育てグループの交流会等を実施するとともに、グループ活動の場を提供した。子ども家庭支援センターの更なる充実に向け各市の状況調査の実施を計画した。		
今後の方針	子ども家庭支援センターの機能及び体制、関係機関との連携を強化するとともに支援内容の充実を図ります。		

事業 No	1-3-1 (☆)					
事業名	子育て関連情報提供の推進	担当課	子育て支援課			
事業内容	子育て支援に関連する事業の情報を福祉と教育から情報収集し、その他市内の保育所や幼稚園の各方面から子育て支援自主活動の情報も収集して、子育て支援情報誌を発行し、子育て関連情報の提供をしています。					
実績 (平成25年度)	るのキッズ通信(旧子育て支援情報誌)年間4回 各回 1,500部発行 総合的な子育て支援ガイドブックの作成発行 年間800部 子育て情報メール「るのキッズ通信」の配信、登録者数826件(平成25年3月27日配信日現在)					
今後の方針	子育てに関連する情報が携帯電話やインターネットなどでも容易に収集できるよう情報提供をしていきます。					
	目標値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	るのキッズ通信	年4回・各回 1500部発行	年4回・各回 1500部発行	年4回・各回 1500部発行	年4回・各回 1500部発行	年4回・各回 1500部発行

# 第6章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、市民と連携と協働を推進し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組みます。

## 2 進捗状況の管理

本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「あきる野市子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。